

## 令和4年12月定例会会議録

令和4年豊郷町議会12月定例会は、令和4年12月5日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

教 育 次 長 小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏  
書 記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- 議第70号 契約の変更につき議決を求めることについて  
((合併入札) 日栄小学校空調工事・愛里保育園空調工事)
- 議第71号 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案
- 議第72号 豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例案
- 議第73号 令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)
- 議第74号 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 議第75号 令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第76号 令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第77号 令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第78号 令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 請願第5号 健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求  
める意見書を提出するよう求める請願
- 請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を  
求める請願書

一般質問

**河合議長** おはようございます。これより令和4年12月、第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時03分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎しみください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いをいたします。そうした中でも、特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いをいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをよろしくをお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、村岸善一議員、5番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より21日までの17日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会運営委員会委員の辞任及び選任については、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、村岸善一議員が辞職届を提出したことから、私が許可をいたしました。したがって、議会運営委員会委員が欠員となったことに伴い、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、西澤博一議員を議会運営委員会委員に指名したのでご承知ください。

次に、監査委員から、地方自治法の規定により、令和4年8月分から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文

書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第70号契約の変更につき議決を求めることについて、(合併入札)日栄小学校空調工事・愛里保育園空調工事を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますことを重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には、契約議決1件、条例改正2件、令和4年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件6件の計9件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議第70号契約の変更につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和4年6月6日開催の本議会において、契約締結の議決をいただきました。令和3年度工事第24、25号(合併入札)日栄小学校空調工事・愛里保育園空調工事につきまして、全員協議会の中で説明させていただきましたが、当初設計から新たに空調機の新設、更新箇所を追加等を行ったことに伴い、1,817万3,773円の増額となり、変更後契約額が1億2,212万3,773円となります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願ひ申し上げまして、提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第70号契約変更の議決を求めることについて。この契約は、令

和3年度、去年ですね。合併入札ということで、入札日時が、4年の5月16日に行われて2社、たち建設と大兼工務店の入札で、たち建設が9,450万ということで落札した仕事であります。今回、変更前の契約金額というのは消費税込みですから、変更後の契約金額は1億2,212万3,773円ということですが、工事で増額補正ということも今回の変更理由になっておりますが、このぐらいの金額の高い工事でしたら、下請報告書なんかも、下請の範囲はありますけど、金額の範囲は。そういうのも、私は役場の担当課で受け付けているんじゃないかなと思うんです。

そういう中で、豊郷町の下請の業者名とかは出ているんでしょうか。今、工事、こういう契約じゃ1次下請、2次下請、3次、いろいろありますから、あれですけど。下請の請負の許容額はありますから、それは落札したたち建設の方から下請報告書というのは出ているんでしょうか。

それと、この変更後の契約金額を見ますと、町は入札のときには、入札資格と、それから予定価格と、事前公表してるんですよ。だから、その事前公表している予定価格にだんだん近づいてきているなというのがあるんですが、こういう機器の配管とか、理由はいろいろ書いてありますが、こういったものの財務規則的には入札の契約金額の変遷に対しては、どういうふうに落札業者には指導されているのか。その辺を今回のこの契約変更につきまして説明をいただきたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをします。

まず、変更契約に関しまして財務規則的にどうなっておるのかということですけれども、これにつきましては実務上で申し上げますと、予定価格に対して契約額がございます。それで、今度また改めて、工事に変更になった箇所、増える分、減る分含めまして変更額を出して、契約したときの落札率を掛けまして、設計額がこの変更分の増減の率を出して、それを変更契約で行うということにさせていただきます。

あと、下請につきましても、担当課の方で適切に取扱いをしております。

以上です。

今村議員 だから、町内業者の下請け業者はあるのか、ないのか。その報告書は出ているのかということは分かるんですか。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

**教育次長** 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。  
こちらにつきましては、資料については今持っておりませんので、また追って報告させていただきたいと思えます。

**今村議員** はい、議長。

**河合議長** 今村さん。

**今村議員** 町の入札を、基本的に入札行為を担当しているのは総務課ですよ。入札業者審査会というのも総務課が招集して、そういう中で説明して、どういう業者を選定するか決めるわけですからね。企画課ですか、企画課ですけどね。

でも、そういうことを業務をしている限りは、総務課と企画課、財務の関係は絡んでいますのでね。今、清水総務課長がおっしゃった入札の予定価格と勘案して増やしたり減らしたりというのは、今までからやっていることですよ。金額に合わせて工事を減らすところもあるし、増やすところもあるし、そういう勘案は担当課でやっているわけですよ。

でも、今回、私がお聞きしたいのは、こういう豊郷も結構な財源的に余裕があると言えそうなるかもしれませんが、やっぱり貴重な税金なので、そういうやっぱり町内の業者にもどういう形で仕事が行くのかとか。強制はできませんよ、落札業者が決めることやけど。でも、こうやって増額補正が出て、なおかつやっぱり町内業者の還元もないという形の、現実的に。だから、普通は50%、落札金額の5割以内で下請業者に仕事を発注できるわけじゃないですか。丸投げしたら違法行為ですけどね。一応上限金額ありますよね、工事金額の。

だから、そういう面では、この業者がそういうこともやっているのかどうか。このぐらいのことは、町として、そういう下請出していたらその分の報告書を出してくださいでも。かつてもそういう報告書出ていましたからね。だから、それは請求、十分にできることなんです。

でも、そういうのが現実的にならなければ、もう本当に落札業者のやり方、言われたことだけを受けて仕事を発注しているのかという疑念が出るんですが、今回のこの工事に対しては、元請のたち建設に対しては、下請へ出した業者名と金額とか、それを提示しなさいと。それを指導はしなかったんですか。

あるんでしたら、後でもいいから、もらっていますというちゃんとその確たることをここで言うていただけたらいいだけなんですけど。いかがですか。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 清水総務課長。

**総務課長** それでは、今村議員の再質疑にお答えをします。  
先ほど教育次長が申し上げましたとおり、今ほどは、この場には資料を持ち合

わせておりませんようですので、また、改めまして、お答えをさせたいと思います。

それと、そもそもですけれども、下請につきましては、議員のおっしゃるように町内が入っていただけるのが一番望ましい形とは思いますが、それは各事業者さん、それぞれでいろいろあると思いますので、そこまでのきつい強制はできませんので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

それと、あと変更契約につきましてですけれども、変更契約も増えた分減った分勘案してという勘案とかじゃなくて、実際、現場に入ってみたら、不必要な工事、追加で必要になる工事とか、設計に入れておいたけど現場に行ってみたらやっぱりしなくてよい工事とかというのが出てきますので、その分が増減するだけでございますので、決して予定価格を基に最終の金額を勘案しているわけではございませんので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員

はい、議長。

河合議長

今村議員。

今村議員

町の条例の中で、契約。こういったのは、私は総務課が所管かなと思っていたんですが、企画が今は所管だというのは先ほど清水課長がおっしゃいましたが、やっぱり町民の税金でやる公共事業ですから、やはり請負した業者に関してはきっちりとした報告義務が生じるんですね。

下請報告書というのは、法によって丸投げしたらあかんというのがありますから、今までそういうことも起こったから、そういう法律になってるんやと思うけど、厳正にやっぱり公共事業をしようと、町が発注しようと思えば、そこまでちゃんと提出してくださいと、業務委託っていっぱいありますよね、その工事の中でね。だから、それはちゃんと報告をする、させるというのがやっぱり行政の本来の姿だと思うんです。

だから、1次、2次、3次といろいろ下請もいっぱいありますから、少なくとも1次下請の分はどこに業務委託したのかというのは出させるというのが、一番本来のあるべき姿やと思うんです。それで、町内でそれを受ける業者がいたら、そこに名前が挙がったら、それはそれで町内の業者も受け入れできる人がいるんだなと思うだけです。

だから、そういう面では、やっぱり町内のそういう工事業者もそういうことで、やっぱり全県下いろんな公共工事の入札をやっているわけやから、そういう経営力を高めるとか技術力を高めるという意味では、そういったこともきっちり町で書いてありますので、そういうこともやっていかなくてはならないと思

うんです。

そうじゃなくて、こういうふうに請負業者が、こういうのが追加工事でありますよ、ポンポンポンこんなふうな出し方をすると、豊郷町というのは結構、工事に関しては甘いところだなと。そんなに難しいことは言わんで楽な工事やなど、業者がそういうふうに思われても、町民にとってみれば公共工事、私たちの血と汗の結晶の税金でやる工事ですからね。そういうのをやっぱり厳しく、地方財政法にある最低の経費で最大の効果を上げる、これが皆様方、公務員の皆さんの責務です。その点について、今回のこういった工事の在り方について、先ほど、分かりませんとおっしゃいましたが、そういう下請請負書というのは出されていないのですね。そこを最後確認させてください。

**総務課長** はい、議長。

**河合議長** 清水総務課長。

**総務課長** それでは、今村議員の再々ご質疑にお答えをしたいと思います。

町の工事につきましては、町の方で豊郷町工事執行規則というものをつくっておりまして、その中で、当然、一括下請の禁止はうたっております。なので、一定割合で一部分下請に出されているところも当然あると思います。もし、それをされる場合につきましては、その規則の中に下請を届け出ることということで規定をしております、当然のことながら取っておると思っております。

ただ、今現在、この場には持ち合わせておりませんということで、お答えさせていただいておるだけでございまして、やってないわけではないということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**河合議長** 他に質疑ありませんか。

**高橋議員** はい、議長、6番。

**河合議長** 高橋議員。

**高橋議員** それでは、議第70号契約の変更につき議決を求めることについてお尋ねします。

この金額というのは、全員協議会の説明で、想定内のものだったという説明がありました。その中でも、各項目がいろいろ提示されましたけれども、その各項目の金額を、やはり今後のこともありますので、ぜひ議会に提示していただきたいと思います。

そして、工事を進めている中でいろいろ変更しなければいけないことができたんですという説明でした。ということは、日栄小、豊小、立て続けに工事がありましたよね。そういうことではサイクルとして、こういう工事費というのは周

期的に20年ぐらいになったらこういう現象が起きて工事を行わなければならないというものなのかどうかも、この際教えてください。

そして、先ほども言いました。豊小は翌年にありましたので、こういう程度の工事になると私たち議員は覚悟していなければいけないのでしょうか。そのことを説明してください。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

空調機です。備品ですので、20年以上耐用年数があるかと思imasので、それを超えたものについては徐々に傷んでまいるかと思imasので、計画的に直す必要も出てくるかと思imas。

今回、日栄小学校、愛里保育園につきましては、空調機が徐々に傷んできているというところもございます。一気に全て壊れてきますとなりますと、児童たちの生活に影響も与えますので、今回の改修の方を早期にさせていただいたところでございます。

河合議長 高橋議員、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。答えてなかった部分を。

教育次長 議長。

河合議長 教育次長。

教育次長 失礼いたしました。

それぞれの金額の提示につきましては、ちょっと私の方で今現在申し上げていいのかがあれですけど。すみません、設計額になるので、変更の契約額ではございませんが、少し言わせていただきたいと思います。

冷媒管の配管系のサイズアップとかを全員協議会の方にも説明させていただきましたけれども、設計額の変更につきましては1,318万ほどでございました。新たに1階配膳室、1階研修室、2階の配膳室に設置しておりました単体機器の更新の新規導入につきましては315万円ほどでございます。調理室につきましては、露出配管の全更新をさせていただいておりましたので、そちらにつきましては30万ほどとなっております。

大きく全般的には、ダクト等のサイズ調整を行いました関係で、そちらにつきましては150万円。あと、夏季休業期間中の仮設空調機につきましては77万円となっております。

愛里保育園の保育室の廊下につきましては、空調機2台、室外機1台を新調設置させていただきまして400万円ほどとなっております。こちらにつきまし

ては今申し上げさせていただきました。ちょっと差分があるかと思えますけれども、以上となっております。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第70号契約の変更につき議決を求めることについて、(合併入札) 日栄小学校空調工事・愛里保育園空調工事を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第70号は原案どおり可決されました。

日程第5、議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、特定配当等申告書及び特定株式等譲渡所得金額申告書の住民税申告不要に伴う所要の改正、住民税に係る申告書の様式変更に伴う所要の改正、所有者不明土地の増加に対応するため固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項拡大に伴う所要の改正、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人住民税における控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除する措置の延長に伴う所要の改正でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、先ほど町長の提案説明にもありましたが、昨今、豊郷だけではありませんが、空き家の増加という中で相続登記がほぼできていない、死んだ人のままとか、そういうので住民税、豊郷でも固定資産税についても対象の絞り込みができないということがあると思うんですが、そういった実態は今、豊郷町で、豊郷は固定資産税、現況主義というか住んでたらその人にかけてらるというのがあるんですが、住んでおられなくて、固定資産としてそういう対象の方たちを把握できないという件数などは何件あって、どういう対応なさっているのか。そういうのをちょっと説明いただけますか。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

固定資産税の課税通知に係ります空き家の関係の対応ということでございませうけれども、企画振興課の方から課税通知の中に、併せて空き家の適正管理ということで案内文書を入れさせていただいております。

それからあと、まず税金の課税通知を送って、納付があればそのままになっていきます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 今、課長は空き家のところでも納付通知を送って、回収できるところはしているというお話ですが、その納付通知を出す相手というのは町外、町内、どれくらいの件数で出して、相手側が対応してくれてるんですか。

前年度の実績でもいいですけど、そういう実績で、滞納額の徴収をしたとか、そういうのはあるんでしょうか。件数と金額などが分かっていたら説明してください。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えします。

課税通知の町内、町外ということは把握しておりません。ただ、個人と法人は

把握しているので、念のためお答えします。

固定資産税の納税義務者が3,348人で、うち、法人の方は220件ということです。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 個人で3,348人ですか。法人で220というお話ですから、当然、納税通知を送って回収されたのもあるんでしょう。それは町外、町内問わないという形だと思うんですが、前年度実績はどのくらい、その中でそういうのをされて。こういうのはこれから増えてくるので、経過措置やいろいろありますけど、町もややこしい土地もいっぱい持っていますから、町有地なのか民有地なのか分からんような土地もありますしね。

そういう面では、今後どういうふうに進めていかれるのか。再度、課長に、昨年度の実績も含めてお願いします。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

ごめんなさい、今、どういった質問をされたのか、ちょっと意図が分からないんですけども、課税通知によって、どういった成果が得られているかという解釈でよろしいでしょうか。

今村議員 課税通知出して、どういう回収がされているのかということを知っています。

税務課長 それにつきましては、納付がある、納付がないということで、納付があった分の昨年度、率にいたしましては、99.47%の税収でございます。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第71号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第71号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

日程第6、議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第72号豊郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

総務省から消防団員の処遇改善についての通知がありましたので、出動手当の水火災警戒1回、1,600円を4,000円以上に。訓練1回、1,400円を2,000円以上に改正することに併せ、団員の報酬の引上げを行うものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 はい。議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑します。

全員協議会でもお願いしたんですけれども、これを支払う対象者。今現在、人数は席があるのが38人で、対象者18人とメモったんですけれども、これで合っているかどうかを教えてください。

それから、団員さんの名簿等は議会に提示していただけないでしょうか。ぜひ知りたいと思いますのでお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

人数につきましては、この間ご説明させていただいたそのままでございます。38に対して18しかいないのは何でかというところで、多分引っかかっておられると思いますけども、これにつきましては団長とか副団長とか分団長とか、上の役職の方がおられまして、今回改正の対象になるのは、その中の一番下の階級の団員だけですので、その団員が18名ということでご理解をお願いしたいと思います。

あと名簿につきましては、特に必要ということでしたら検討させていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他にありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、今、総務課長の方から団員は全部で38人いると。そのうち20人が役職付の人たちだと。それじゃない人たち18人が、この服務規程の本則の費用弁償等の対象になるんやという話ですが。じゃ、その他の20人の方は、この出動手当やら、ここに書かれている、新で変わっているところに書いているのは、別表の12条関係。団長、副団長は年額これだと書かれているんですが、変わらないんですけど。20名というのはどういう方たちですか。各字から誰か出てはるんですか。

出動をすると、出動手当という形で4時間以内が4,000円に上がって4,000円で、4時間を超えない場合8,000円に上がるわけじゃないですか。現実、最近、やっぱり火事も結構出てきてますやん。だから、この実働実態というのはどうなっているのかなと思うんですが。防災無線で時々、どこどこで火事が発生しましたって、出動していただいているんだなと思ってるんですが。今の実態として実働部隊が少ないというふうに認識したらいいんですか。よく意味が分からないので、全体で38人いて、出動する人が基本的には18人しかいないのか、どういう形なのか。その形態をちょっと説明していただけませんか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、20人はどんな方ですかということですがけれども、上の方から、新旧対照表の団長から始まりまして、裏面に行きまして、機関部長と副部長、ここまですが幹部と呼ばれる方で、これで全部合わせて10人になります。

それと、各字を1つの班と捉えまして、字の中でリーダーをしていただける方を一応班長という形でしております。その中で、他に字から出てきておられる方を団員と呼びます。それでやっております。

豊郷の場合は、条例定数50でございますけれども、他の彦根とか大きな消防団になると何百人みたいな消防団があるところがございますけれども、そこについては団長は1人だけ、どこも一緒ですけども1人だけとかということになってきます。

分団に関しても、分団の数に応じてしか分団長と呼ばれる方おられませんので、主にこの団員と班長が消防の実働的な部分を担っていただいております。

ただ、本町の場合におきましては全部合わせて38人しかいませんので、団員班長だけで火災に当たれるかというところではありませんので、団長以下、皆さんに出動していただきまして現場に当たっていただいております。

また、火災につきましては、近年やはり昔と比べましてまきを使ったり、そういうことがございませぬので、火災そのものは減ってきております。また、町内の火災もほとんどございませぬので、災害出動した場合は大体4時間以内には現場を撤収できていることの方が多いです。よっぽど大きい火事になるとまた別になりますけども。

あと4時間というか、鎮火をいたしますと、あとの見回りというか、見守りですね。見守りの方は各字の自警団にお任せしておりますので、消防団そのものについてはそういうような状況になっておるといことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 町としても、この消防団員を集めるのも、町の職員が兼務している人もいるみたいなので、大変だなとは分かりますが。さっき、課長がおっしゃった団長、副団長、分団長、そして副分団長、機関副部長までが、この対象外だというふうに説明ありましたよね。

そういう方々は、こういう消火活動とかいろんな災害がありますから、こういうときには、年間通してどういうふうな出動をなさるんでしょうか。一般団員という形でこういう出動手当が出ていますけれども、もうベテランの方たちだと思うんですが、そういう人たちは、先ほど町内の出動件数が減ったような言い方をされましたが、あと20名のそういった方々というのは何て言うのかな、お互いのエリアとかいろいろあると思うんですけど、どういう形で年間通して出動していただいているのか。大体そういうのは、やってはるところやからよう分かってると思うので、イメージが湧かないので、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

全てをここでお話ししておりますと、それだけでかなり時間を取りますので、また詳細につきまして、もしご興味がございましたら総務課の方に来ていただければと思います。

主なものというか、概要だけざっくり申し上げますと、まず、上の幹部の10人と班長、団員等の残りの団員等につきまして、活動の際はございますけれども、ほぼほぼ豊郷町の場合は、何か出動がありましたら、全員出動対象となります。一緒に、先ほど申し上げましたとおり、火災が起これば幹部といえども出動していただいておりますし、火災の現場でいろいろ作業をしていただいております。その辺だけご理解をお願いしたいと思います。

また、活動内容につきましては、当然のことながら訓練もございます。それから、月1回毎月1日の定期点検及び町内への啓発の巡回等もございます。その辺につきまして、活動をしていただいております。

また、火災については今年1月から11月までの間、4回ほど出動がございました。これについても皆さん出動をしていただいております。そういうような状況でございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 最後ですけど、やっぱり消防団員に希望してなっただけということの、豊郷の団員の確保って大事なことなので、どういうふうに努力されているのか。各字に自警団もありますが、消防団員、地域のやっぱり皆さんの財産守って、安全を守って、いろいろ力尽くしていただいているんですけど、全国的には団員確保も大変だということも結構ありますが。豊郷では、どういう形で、若い人がなっただけの一番いいんですけど、どんな努力をしているのか、最後に教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。

消防団員の確保につきましては、全国的な課題となっております。また、豊郷町においても従来から一般質問をいただいておりますように、かなり苦労しているところが正直なところでございます。

各字に対して、団員を出してほしいというようなことを依頼を申し上げたり、消防団員のお店とかもありますので、いろいろ手は打っておるものの、なかなか

難しいところもございますので、また、ご子息等も含めて入っていただける方がありましたら、紹介していただけると非常に助かりますので、よろしくお願い致します。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって審議を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第72号豊郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第72号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第7、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から日程第12、議第78号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から議第78号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,621万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を57億3,592万3,000円とするものでございます。

歳入では使用料及び負担金26万円、国庫支出金190万3,000円、寄附金2億200万円、繰入金1億8,396万5,000円、諸収入291万5,000円、町債4,000万円を追加し、分担金及び負担金172万2,000円、県支出金1,310万5,000円を減額するものでございます。地方債の追加は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議第74号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5

号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,221万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億2,479万5,000円とするものでございます。

歳入では県支出金4,598万8,000円を追加し、繰入金377万7,000円を減額するものであります。

歳出では、保険給付費4,580万2,000円、諸支出金7万3,000円を追加し、基金積立金366万4,000円を減額するものであります。

次に、議第75号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,285万円とするものでございます。

歳入では繰入金、歳出では総務費にそれぞれ5万2,000円を追加するものであります。

次に、議第76号令和4年度豊郷町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,561万8,000円とするものでございます。

歳入では繰入金から、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金から、それぞれ117万7,000円を減額するものであります。

次に、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第21款水道事業収益の既決の予定額に2億7,548万6,000円を追加し4億7,932万3,000円とし、支出、第22款水道事業費用の既決の予定額に2億5,593万1,000円を追加し、総計を4億7,616万9,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正は、収入、第23款資本的収入の既決の予定額に574万2,000円を追加し8,218万9,000円とし、支出、第24款資本的支出の既決の予定額に554万4,000円を追加し1億6,054万1,000円とするものであります。

第4条、予算第6条に定めた債務負担行為については、浄水場包括管理業務補正前の額に1,089万円追加して7,095万円とするものであります。

次に、議第78号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第4号)につい

てご説明いたします。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第41款下水道事業収益の既決の予定額に38万円を追加し3億3,620万6,000円とし、支出、第51款下水道事業費用の既決の予定額に43万4,000円を追加し、総計を3億1,221万1,000円とするものであります。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第7条中、(1)職員給与費を38万円追加し1,183万3,000円に改め、第4条他会計からの補助金は予算第8条中38万円追加し、1,156万7,000円に改めるものであります。

以上、議題73号から議第78号まで、一括して説明をいたしました。この後、担当課長から補足説明をさせますので、どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)の主なものを抜粋してご説明をさせていただきます。

歳入では、8ページ、款12分担金及び負担金194万5,000円の減額と、10ページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金の団体営農業水路等長寿命化事業補助金の1,223万9,000円の減額は、今年度、龍ヶ池揚水機場の改修を行う予定でございましたが、文化財調査の関係で回収方法に検討が必要となったため、一旦減額をするものでございます。

次、11ページ、款17寄附金はふるさと納税で2億200万の追加を行うものです。

歳出では、13ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、14工事請負費605万円は防災倉庫南側の敷地を整備するものでございます。

同じく、目6企画費の11手数料1億1,598万1,000円は、先ほど歳入でご説明させていただいたふるさと納税に関する手数料でございます。

次に、15ページ、款3民生費、項1社会福祉費の18負補交570万円につきましては、病院や介護事業所等16事業所への燃料等物価高騰負担軽減支援金でございます。

次に、16ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境対策費の委託料238万7,000円は、安食南地先の火災跡地の廃棄物処分のための委託料でございます。

次に、17ページ、款6農林水産業費、項1農地費、目4農地費の14工事請

負費 1,877万4,000円の減額は、歳入でもご説明させていただいた龍ヶ池の工事費の減額でございます。

次に、18ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の14工事請負費の町道整備事業費3,261万8,000円は、1灯式信号機の撤去後の交差点における道路標示等の整備、3行目の緊急自然災害防止対策事業費4,233万3,000円は、中山道の豊会館から浦部石材付近までの水路の改修工事です。

私の方からは以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から、議第74号から議第76号の詳細の説明をさせていただきます。

まず、議第74号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明の方をいたします。

歳入では5ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金4,598万8,000円の増額については、療養給付費、療養費及び高額療養費の実績見込みの増加に伴う普通交付金の増額及び令和3年度特定健康診査等負担金の額の確定に伴います特定健康審査等負担金の追加交付による特別交付金の増額によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金377万7,000円の減額については、財政安定化支援事業の額の確定によるものです。

続いて、歳出では6ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費3,712万8,000円の増額及び目2一般被保険者療養費19万円の増額。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費848万4,000円の増額については、現在までの給付実績を踏まえ、令和4年度給付見込額の算出によるものです。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1運用基金積立金366万4,000円の減額については、一般会計繰入金の減額に伴います財源不足分の積立ての取りやめによるものです。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目5償還金7万3,000円の増額については、令和3年度保険者支援交付金の額の確定に伴う返還金の増加によるものです。

続きまして、議第75号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

歳入では5ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金5万2,000円の増額及び歳出6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費5万2,000円の増額については、職員の扶養手当の増額によるものです。

続きまして、議第76号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入5ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金117万7,000円の減額及び歳出6ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金117万7,000円の減額については、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴います減額によるものです。

私の方からは以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、私の方から議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

3ページ、お願いします。

収益的収入及び支出の収入では、21水道事業収益、3特別利益。目2過年度損益修正益につきましては、12月1日全協で説明させていただきましたとおり、2億4,681万円を追加するものでございます。

次に、支出につきまして、款22水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の中の節4の光熱水費につきましては、北部と南部の電気代の高騰によって134万1,000円を追加するものです。

その下の項3特別損益、目3過年度損益修正損につきましては、12月1日全協で説明させていただいたとおり、2億5,702万1,000円をマイナスで上げるということでございます。

次に、4ページ。

資本的収入及び支出の収入については、款23資本的収入、項2負担金、目1他会計負担金については、沢の消火栓設置工事の一般会計の負担金、3の工事費工事負担金につきましては、配水管安食西の県道の配水管移設工事の設計費の県負担金でございます。

それに伴いまして、下段の支出、款24資本的支出、項1建設改良費、目4配

水管設備改良費の委託料269万5,000円と、改良工事費284万9,000円を上げているということでございます。

次に、議第78号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号）については、2ページ、収益的収入及び支出の収入、款41下水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計補助金につきましては、これは人件費の一般会計からの繰り出し38万円でございます。

支出も同じように、款51下水道事業費用、項1営業費用、目2総係費で、退職手当組合負担金38万円を計上しております。

以上です。

河合議長　ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時09分　休憩）

---

（午前10時18分　再開）

河合議長　それでは、再開いたします。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

高橋議員　はい。議長、6番。

河合議長　高橋議員。

高橋議員　それでは、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）について質疑いたします。

歳出の部です。15ページの児童福祉費の中の1報酬で134万4,000円の指導員報酬が出ています。これの具体的な内訳、背景を教えてください。

それから、18の保育士等人材紹介料支援事業。これ民間保育園に支払われて人材派遣の保育士を雇い上げるという、そういう制度ですけれども、今年度補正で出たということは、今はこの対象の園は欠員状態が起きているのかどうかを教えてください。

それから、16ページの一番上の保育士等奨学金返還支援事業費補助金、これが1人分とお聞きしました。この事業につきましては、県と町が4分の1ずつ出す制度だとお聞きしたんですけれども、正規の職員にしか対象は、今のところは対象は正規の職員ということですか。しかし、非正規の方々もこういう制度は利用したいという声があるということは新聞報道等もされていますけれども、町として、これに見合った援助をして保育士確保の展望は議論したのかどうかを教えてください。

そして、愛里保育園施設費です。会計年度任用職員給、減額275万8,000円となっております。これは何人分で、この年度途中で減額という、その背景を

教えてください。

それから、款4衛生費の中の保健衛生費、18の負担金、負補交で、がん患者のアピアランス支援事業助成とあります。これは今年度から始まった事業なんですけれども、がんで脱毛とかになった方のヘアピースとか、それから乳がん患者の補装具などが対象だと資料を頂きましたけれども、これ1回限りということですので、本当は洗い替えとかが欲しいとか、そういうお声も聞いています。こういうことは検討なさったのかどうか。

そして、現在、7人はお使いになっているということなんですけれども、今後、この事業はどのような形で対象者に知らせていかれるのか。広報に載せるだけだと、うっかり見逃したという方なども出てくるのではないかなと思うんですけれども、取組方を教えてください。

衛生費の中の3環境衛生費、彦根愛知犬上広域行政組合管理費負担金39万1,000円の増額となっています。この背景と、それから町長には再三提案をさせていただいておりますけれども、この広域議会の会場というのが本当に狭いです。傍聴席が少なく、残念ながら帰っていかざるを得ない、そういう方が生まれているというのはお伝えしているところなんですけれども、1回は自分も言ってみますとおっしゃいましたけれども、最近には私には関係ないとかおっしゃいましたけど、副管理者として提案するという事は大事な事ではないかと思うんです。そういう点で、この広域組合においてご意見を述べていただく、そういう観点に立っていただけないのかどうかを教えてください。

続きまして、18ページの道路橋梁費、14の工事請負費の中の町道路整備事業費、これについては信号機の撤去という説明を議運の中でお聞きしたんですけれども、安食西については、本当に建物が、大きな建物が建っていますし、見通しが本当に悪くなっています。そういう点で県にワンプッシュする、あそこは何とか残してもらえないかということをお気持ちはあるのかなのかを教えてください。

また、緊急自然災害防止対策事業費4,233万3,000円。20年ほど前から中山道の溝の改修等は提案してしまして、そのときも県が動かない限り事業化が難しい、県がやるときに一緒にやりますという説明がずっと続いてきましたけれども、この事業はようやく動きそうです。地元に住んでいまして、安田散髪屋さんから里道に出るあの部分は、すごく段差があるんですね。グレーチングと里道の間。そういう解消も展望した工事になりそうか。

そして、総延長が、県道との絡みでぶつと切れてしまう部分があるんですね。西還寺の溝の付近なんですけれども、その辺をもっと緩やかに、県と協議をして、

ぶつつり切るような工事じゃない方にしてほしいという要望を聞いているんですけども、そのような展望も教えてください。73号は以上です。

そして、77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

このことに関して、議運とか全員協議会で説明を受けましたけれども、本当に理解し難いです。こんなに大きな額が、どうして見過ごされてきたのか。このような補正に上がってきたのか。その背景をもっと分かりやすく、詳しく教えてください。

そして、職員が気づいたということでしたけれども、その職員さんが気づかなかつたら、これはどんどん膨れ上がって、来年度ぐらいにはもっともっと大きな額がこのように補正で上がってくるということになりかねないかなと思うんですけれども、その辺のなぜ見過ごされたのか、誰も気づく機会が今日までなかったのはなぜかについて教えてください。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 小西直美教育次長。

**教育次長** 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）に係ります15ページでございます。

児童福祉費に係ります指導員報酬134万4,000円につきましては、指導員3人を途中で任用させていただきましたので、不足分について計上させていただいております。

18負担金補助金及び交付金、保育士等人材紹介料支援事業補助金につきましては、欠員状態ではございません。令和5年4月以降に採用される方に伴う分でございます。

同じく保育士等奨学金返還支援事業費補助金についてでございます。こちらにつきましては、保育所等において常勤職員、こちらにつきまして週30時間以上勤務している者について補助金として交付するものでございます。

以上でございます。

**医療保険課長** 議長。

**河合議長** 西山医療保険課長。

**医療保険課長** それでは、議第73号一般会計補正予算の、私の方からは16ページの保健衛生費、款4保健衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費の負補交のがん患者のアピアランス支援事業助成金のご質疑にお答えいたします。

基本的のがんの助成金につきましては、耐用年数がある程度あるものに関し

での助成となりますので、現時点では1回限りというふうにさせてもらっておりますが、ただ、使用することによって当然、経年劣化の方をしてまいりますので、例えば何年後かにもう一度再度購入する場合は助成対象をするかどうかというのは今現在、課内で検討の方をしておりますので、来年度までにはある程度一定結論の方を出せばなというふうに考えております。

あと、対象につきましては、先ほど7名というふうにおっしゃっていましたが、ごめんなさい、今現時点で支給決定を受けてる者は5名になっております。

あと、周知につきましては、うちの方でこの方ががんになられたかどうかというのは、ある程度レセプト等では確認はできるんですけども、確認、それはあくまでも医療情報としてレセプトを持っているだけです。その人に、がんになったんでこういうのありますよという個別の通知というのは基本的にできないので、まず、広報等ホームページで周知の方を今後も継続して続けていくことで周知の方を図っていければなというふうに思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

彦根愛知犬上広域行政組合管理費負担金の増額の背景でございますけれども、こちらは紫雲苑の原油価格高騰等による燃料費光熱水費の増額でございます。

以上でございます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、高橋議員の質疑にお答えします。

議第73号の18ページの款8土木費の項2道路橋梁費の目2道路橋梁費の工事費、町道整備事業費の信号機の撤去について町はどのようにこの後要望したのかということなんですけども、まず、信号機については区民さんから要望があるところは全て警察の方に要望はしております。

そして、6町の町村会の要望の中でも信号機については、警察の本部の方に設置と撤去をやめてほしいという要望をしております。今回の安食西の交差点のところの信号機については一灯式といたしまして、普通の信号ではなくて黄色と赤だけの信号機で、それは県下なんですけども、警察、全て撤去するような方向で動いております。なので、今後もまた信号機はつけていくようには要望はして

いこうかと思っております。

次に、その下の緊急自然災害防止対策事業費の中の中山道の水路工事について。まず1つ、段差とかはどうなるのかということですが、それはできるだけ段差がないように工事現場でも調整をします。

あと、県道松尾寺豊郷線の方からのお寺口付近の工事はどうなるのかということなんですけども、今回は中山道側の工事を中心にやっておりますので、その部分になるんですけども、ちょっと県からの工事図面を頂いておりませんので、ちょっと頂いて、どこら辺までするかは後日、報告させていただきます。

次に、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）の過年度損益修正のことについてですが。まず、なぜ今まで気づかなかったのかということなんですけども、聞いているところでは、令和3年度に長期前受金の繰り入れる額が少ないのでおかしいなということで、企業会計に移行するときに精査してもらった業者にもう一度見直すようを指示して、出てきたのが今回の修正でございます。

1つに、気づかなかった場合どうなるのかということなんですけども、気づかなかった場合は、修正なく、このままずっといっていたと思います。なので、長期前受金が少ないままずっといっていたということになります。

額が大きいから分かっていたはずじゃないのかということなんですけども、初めての企業会計で、今までこう、どう言ったらいいんですか、特別会計ですと資産とかそういうようなものと国庫補助金とか、あと一般会計の繰入金とかは単年度単年度、年度年度で特別会計で終わっているんで、そういう、どう言ったらいいんですか、地方公共団体はそこまで整理する必要はないんですけども、企業会計になった途端、全てを全部整理しなければならないので、恐らく書類漏れがあったのかと。提出の書類漏れがあったのでこのような状況が発生し、今回全てがお出しできたので、修正が生まれたものだと思っております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

児童福祉費の報酬については指導員3人の増員と、今お聞きしました。どの部署の指導員になるのでしょうか。

そして、この方々をお願いする仕事の内容を教えてください。この方々は単年度、この3月までの任用になるのか。引き続き、保育なり、いろんな児童福祉施

設で働いていける展望があるのかどうか。雇い止めという言葉が最近本当に、働く方々の生活を守るためには突然切られるというのもつらいところがあるというのが新聞報道等でもあります。この方々に対する具体的な町の指示なりを教えてください。

そして、私、保育士等の奨学金のことは、制度上のことは担当課にお聞きしましたので分かってるんですけども、同じ保育士でも非正規の方々には、これが対象じゃないというので声が上がってるんですよ。私たちの町の非正規の、つまり8時間働いて同じような仕事をしている方々、せめてこういう方々にはこの制度を町なりが底上げするなりのことは考えるべきかなと思うんですけども。もし対象者がいたら考えていくべき時期ではないでしょうか。説明してください。

そして、愛里保育園の減額の説明がなかったように思いましたけど、275万8,000円。何人分が要らなくなったのか。その背景も教えてください。人手不足のときに、こんな減額して大丈夫かなと思いますので教えてください。

それから、道路橋梁費につきましては、まるで展望のない話ではなくて、ページを、ページを。

河合議長  
高橋議員

すみません。18ページの道路橋梁費ですね。これにつきましては、町としても今後、警察なり、そして県なりに申入れをしていただくということでしたので、ぜひ、町民の声というのを大事に取り組んでいただきたいと思います。

そして、全員協議会等の説明では、信号機については、これ確認です。信号機については、もう県に言っても県は取り払う方向だから言ってもしようがない的な答弁があったんですけども、先ほどの答弁によりますと、点減じゃなくて信号機を要望して行ってくださると捉えていいのでしょうか。答弁をお願いします。

それから、第77号につきましては、今も説明を聞いても本当に理解に苦しみます。それでは、気づいてくださった職員さん、本当にこの時点で気づいてくださったのはよかったかなと思うんですけども、業者にも委託しますよね。業者からの、これはおかしいというのは、職員さんが気づく前には全くなかったのでしょうか、教えてください。

教育次長  
河合議長  
教育次長

議長。

小西直美教育次長。

高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算(第7号)の15ページです。指導員報酬につきましては放課後児童クラブに係ります指導員の報酬でございます。

18負担金補助及び交付金についてです。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおりに、週30時間以上勤務する者を勤務をしている者という回答をしておりますので、正規、非正規、問わないと思っております。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをします。

私の方は、16ページの愛里保育園施設費の給与のマイナスの275万8,000円の部分についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、正職員1人分を減額しております。これにつきましては、本来、募集をかけて、今現在も募集をかけておりますけれども、採用をしたいということで募集してはおりますけれども、応募がなく、採用に至りませんでしたので、その人の分を減額するというございます。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えします。

一般会計の方の18ページの信号機の要望についてですが、単灯式の信号機については今何か所か、特に尾下さんところの交差点とかも含めて警察署の方に信号機の設置を要望しておりますが、なかなかつかない状況でございます。けれども、要望しなくては前に進みませんので、安食西の方も地元がつけてほしいという要望があれば、そこに加えて要望はしています。

あと、議第77号の水道事業会計の方につきましては、コンサルタントは気づかなかったのかということですが、気づいておりません。それはなぜかといいますと、豊郷町側がこんだけやという資料を出したことに對して計算をします。ということでございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第73号についての再々質疑をさせていただきます。

児童福祉費の中、ごめんなさい、15ページです。児童福祉費の中の。すいません、ページは16ページに訂正します。16ページの会計年度任用職員給、正

職の方を募集したけれども応募がなかったから減額ということなんですけれども。それでは、今、愛里保育園は、保育士はどういう状態かというのをぜひ教えてください。できましたら、年齢別に何対何という基準とかがあるじゃないですか。それにずっと当てはめていって、この減額、どうして年度途中で減額するんだろうと。これがやってみただけ駄目だったという、そういう、もうちょっとね、後半部なら分かりますけれども、まだ今年度は3か月もありますし、4か月もありますし、なぜ減額しなければいけないのか。引き続き、募集は続けないのかということについて教えてください。

今、急に言っても無理だと思いますので、愛里保育園の子どもたちの配置と、それから先生方がどのような配置になっているのかということも、予算決算委員会もありますので、議会に資料提供をお願いしたいと思います。

それから、議第77号につきましては、やはり町民が納得できるよう、私たちも何でと問われたときに、ある程度説明しなきゃいけないので、こういうのは幾ら特別会計から企業会計に変わる時点で見つかっただけではちょっと説明になりませんので、もう少しかみ砕いて説明してください。お願いします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えします。

16ページの愛里保育園の給与の部分ですけれど、申し訳ございません。私、先ほど正職員言いましたっけ。会計年度任用職員で間違いございません。

それで、なぜこの時期に落としたのかということでございますけれども、今現在も募集は続けております。続けておりますので、もし応募があれば、当然試験をして採用はしたいと考えています。ただ、4月から1年分の人件費を予算化しておりますので、少なくとも11月の末まではおられなかったということで、その分についてはもう今不要になったということで今落としているだけです。これからはもし応募があつて採用したら、それが賄えるだけの予算は確保した状態で減額しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

詳細に述べてほしいということでございますが、例えば、機械及び装置の1号

ポンプの水中クォーターポンプとかの県補助金、一般会計とか国庫補助とか、いろいろあるんですけども、それとかが少し変わったりとか、もう全ての項目に対して見直しを行っているのが現状でございます。

なので、当時は、僕、ちょっと担当ではなかったので分かりませんが、もう当時のことをどうこうというよりも、今回、全て見直しておりますので、それをお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 まず、議第73号令和4年度一般会計補正予算（第7号）につきまして。

まず、5ページ目。ここに第2表地方債補正ということで、追加で緊急自然災害防止対策事業債4,000万円、利率が5%以内、融通先の条件による。町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮もしくは繰上償還または低利で借り換えることができるとあるんですが、先ほど同僚議員から、旧8号線の工事予算の中で、その多くが起債で行われるわけですが。この起債は、これは縁故債で借りるのか。5%以内というのは入札するのか。行く行く繰上償還の対象にするのか。

昨今のご時世で、地方自治体も財政問題考えたら、そう起債を起こすべきではないと私は思っているんですが、今回こうやって4,000万を限度額で上げるということなので、どういう中身で、どういう借入れ先で、利率についてはどのくらいを、入札するのかもしれないし、考えているのか。町の提案の中身を説明してください。

続いて、8ページ、歳入のところですが、款12、項2負担金、目1民生費負担金で、老人保護措置費入所者負担金というのがありますが、これは何人分で、どういう保護措置をされたのか、説明してください。

また、その下の款13、項2、目2衛生費手数料。ここで、粗大ごみ等処分手数料ということで26万上がっておりますが、この手数料はどのようなものだったのか、説明してください。

続いて、9ページです。款14、項1、目1民生費国庫負担金の社会福祉費負担金の中で、障害者医療費負担金過年度分ということで27万4,000円、これについて内訳を説明してください。

続いて、次、10ページ。款15、項2、目2民生費県補助金。これの3番、節3の福祉医療給付費補助金で、福祉医療費助成事業173万8,000円の増

額補正をされておりますが、これはどういう中身なのか、内訳、概要を説明してください。

次は、款15、項2、そして、目6土木費県補助金で、地籍調査事業費補助金が大幅な260万4,000円の減。ここも12月になってこういう減が出るということは、当初の計画に対して実績が非常に困難になっているのか、どういう意味なのか、事情を説明してください。

それから、次、11ページ。款17、項1、目2の総務費寄附金。ここで、ふるさと応援寄付金。これが1億9,400万の増額です。これで5億円超えたとか、この前、説明いただいたんですが、以前にお聞きしたときは豊郷のよく売れるのが米と肉やという話は説明いただいているんですが。特に肉のことなんです。前、資料を頂きましたが、町内の肉の小売業者の中で、断トツで多いのが2業者。それで、少ないのが2業者。そういう差がものすごく激しかったんですけども、これは、できたら町内で、小売業者に平均的に回るといいのになと思うけど、向こう、相手方がいますからね。町内で店舗を構えて小規模で家内工業みたいに家内でやっているところなんかのふるさと納税の肉の販売って低いのは、どうしてなのでしょう。その辺の改善はどうしたら。やっぱり今、肉の小売業者も本当に経営、大変ですからね。だからそういうことも、同じやっただけのんやったら考えていただきたいなと思っておりますが、そういうふるさと納税に係る、町にもそういう少くないお金が入ってくるので、頑張っていると思っておりますが、やっぱり町内業者がもっと増えるように。特に肉なんてすごく差が激しいので、なぜなのかというのと、改善点をちょっと、今後の方針とか説明してください。

続いて、13ページですね。そこで、款2総務費、項1総務管理費、目16の旧校舎管理費で、ここで需用費が、光熱水費が今、電気、ガスやいろいろな高騰していますから上がるのは致し方ないのかなと思うんですが、委託料で45万増額補正があるんですが、この施設管理委託料というのはどういうものなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

それから、15ページですね。15ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費で、18番負補交で570万。燃料費等物価高騰負担軽減支援金。これについては、件数と対象者は何人ぐらいあるのか、説明をお願いいたします。

そして、その下の目2の老人福祉費。ここで12番委託料で、生活管理指導短期宿泊事業委託料11万2,000円とありますが、これはどこの施設のどういう事業なのか、説明をお願いいたします。

また、その下の扶助費で、養護老人ホーム措置費で8万1,000円ありますが、この養護老人ホーム措置費も、これについても、人数と養護老人ホームって県下で減ってきましたけど、どこの措置費の負担の増額なのか、ちょっと説明してください。

そして、同12障害福祉費で、18番負補交で、補聴器購入費助成事業助成金。これ15万の増額なんですけど、これは当初見積り後、件数がどのくらい増えたのか。その件数、当初と合わせて何件、そういうのが行われる予定なのか、もう支出したのか、説明してください。

そして、16ページですね。ここで、款4衛生費、項1保健衛生費の目4環境対策費ですね。ここで、委託料で238万7,000円。廃棄物処理等委託料と書いてあるんですが、これは火事で家屋がほぼ全焼的な家屋で、町が代執行して、ブルーシートだけはかけた状況で、それからずっと塩漬けされて、今本当にブルーシートから木もいっぱい生えてますけど。ここを今回、町の一般財源で238万7,000円。かつてここも競売にもかけて、それが不調で駄目だったですよ。今回、238万7,000円で廃棄物処理等委託料という形にしていますが、あの場所はもともと分譲宅地だったから、固定資産税ならびに新築資金等の貸付金等、こういったものの金額はどのくらいになっているのか。この回収として、これを更地にして、土地だけ売ろうという発想に立っておられるのかなと思うんですが、どのくらいの規模で相殺して、町としては回収ができるのか。どういう見通しでこれを挙げておられるのか、説明をお願いいたします。

続いて、17ページ。これの衛生費、款4のうちで、項3水道事業費、目1水道事業費、繰出金。これでその他の経費分304万7,000円。これ一般会計から公営企業の水道会計に出るんですけども、経費分の内訳を説明してください。

続いて、18ページ。18ページも項5の下水道費の中で目1下水道整備費で、その他の経費分、一般会計から38万入れるわけですが、これについても内訳はどのようなものか、説明してください。

続いて、20ページの項3中学校費で、目1の中学校管理費で、給食センター負担金ということで、学校給食センター負担金が133万6,000円の増額補正になっておりますが、これについて、増額補正でこれを合わせて本年度の予定として学校給食センターの負担金、幾らになるのか、説明をしていただけますか。これが、議第73号関係ですね。

続きまして、議第74号、令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入では、款3県支出金、項1県補助金、目1保

険給付費等交付金のところで、普通交付金が4,580万2,000円の増額補正がされているんですが、増額補正がされているということは、疾病が多かったのか。どういう背景があるのか、説明をお願いいたします。

また、その下の款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1の一般会計繰入金が財政安定化支援事業繰入金。これが減額補正377万7,000円。これについても説明をお願いいたします。

そして、6ページ、歳出のところなんですけれども、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費。ここで、負補交で一般被保険者高額療養費支払事業負担金というのが848万4,000円増額されております。今、高額療養費の限度額なんかも国はまた変更して、何かそういう方向も何かちらちら聞こえますけれども。これは、848万4,000円というのは、この増額はどういう増額なのか、説明をお願いいたします。

続きまして、議第76号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)では、5ページ、6ページに関連しての歳入歳出で。

歳入で、保険基盤安定繰入れ。これが歳入で減額されて、歳出で広域負担金として減額をされていると。同額が減額されております。このことは、豊郷町の75歳以上の高齢者のみなさんの後期高齢者医療費給付というのが、総額で今年度減ってきているのか。こういう拠出金に関しては、利用金額やいろんなので按分されると思うんですが、どういう経過でこの歳入歳出で117万が減額措置になったのか、説明をしてください。

続いて、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)についてです。

ここでは、会計見直しみたいなお話でしたが、この中の説明で、令和4年度豊郷町水道事業会計予定貸借対照表が説明でありますけれども、その資産の部で、有形固定資産の中で、減価償却累計額が増えていますよね、全体的にね。これで増える理由は何なのか。

それと、建設仮勘定。これが5,890万2,000円というのが上がっているんですが、これはどういう意味なのか。

また、その下の無形固定資産というところで、施設利用権1,652万5,000円。また、その他の無形固定資産が85万円。無形資産の総計が1,737万5,000円。こういった固定資産関係と流動資産、現金預金額が2億7,064万2,000円。未収金、貯蔵品、その他流動資産とかありますが、こういうのを合わせて、資産合計が17億3,387万2,000円。

一方、負債の部では、企業債合計と建設改良事業債の中で企業債が上がってき

て、固定負債合計と流動負債、未払金、企業債、上がってきて、長期前受金、これが8億5,888万2,000円、上がってきて、その累計額がマイナスの2億6,204万8,000円。そういうので、ずっと見ていると、この負債も最終的には、欠損金合計が1億8,825万3,000円、負債資本合計17億3,387万2,000円と、資産と負債の部はこれで合致するわけですけどね。

今回、補正の問題点は、これ、県が今何か水道事業も広域化を進めようとしている、そういう発言も出てきていますが、ここ豊郷は簡易水道から上水道移行へ、もう国、県のそういう指導と勧めを受けてやってきたけど、また、そういう方向性の会計地ならしをしているのかなという、私はちょっと危惧を思ってるんですが、この変更は、標準化して皆と同じような会計規模、会計の処理方法に変えようという方向でこれは出てきたのか。そうじゃなくて、町自体の単独の会計の中で、課長が説明した誤りがあったと言うておられるのか、その辺はどういうお考えなのかをお聞かせください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをします。

まず、5ページです。5ページの地方債補正の追加の部分で、起債の関係をご質疑いただきました。

これにつきましては、おっしゃるとおり縁故です。縁故でやりますので、近隣の市中銀行等に入札をさせていただいて、一番低利なところで起債を借りる予定をしております。

次に、13ページです。13ページの2総務費、1総務管理費の16旧校舎管理費の施設管理委託料の45万円の増額についてですけれども、これは日常、シルバー人材センターにいろいろ管理を委託しておりますけれども、コロナの関係で少し業務が増えましたので、それについて増額をするものでございます。

それから、17ページの水道事業の繰出金、その他経費分304万7,000円につきましては、先ほど、山田上下水道課長が補足説明をさせていただいたときに詳しく説明をさせていただきましたが、これにつきましては、消火栓工事に伴う一般会計からの繰り出しでございます。

それから、18ページ、下水道の繰り出し38万円ですが、これにつきましては、先ほどの山田課長の補足説明の中で説明をさせていただきましたが、改めまして、これにつきましては、人件費の分を繰り出すということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、ページ、8ページ。

中段の老人福祉費負担金22万3,000円でございますが、計上は1名分で、対象は現在6人です。

豊郷町老人福祉法第28条に基づく負担金徴収規則に基づき、徴収するものでございます。

続きまして、9ページ。

上段の社会福祉費負担金、障害者医療費負担金過年度分27万4,000円でございますが、こちらの方は令和3年度分でございます。決定額769万6,134円に対しまして、受入額が742万1,912円ございましたので、27万4,222円を計上するものでございます。

その次、ページ、10ページでございます。

上段の福祉医療費給付金補助金、福祉医療費助成事業の173万8,000円の内訳でございますが、今年度、本年度実績に基づきまして重度心身障害200万、子育て応援100万が見込まれましたので、その分の2分の1の173万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳出の部になります。ページ、15ページです。

上段、負補交の570万でございます。対象につきましては、燃料費が高騰する状況にあっても、介護や障害、医療機関等が安定したサービスを提供できるよう、支援金を支給するものです。件数につきましては、法人としては16か所、事業所につきましては40か所を見ております。

続きまして、15ページの委託料になりますが、生活管理指導短期宿泊事業委託料の事業所ですが、こちらは養護老人ホームになります。この生活管理短期宿泊事業をされている養護老人ホームで実施いただくものです。

今村議員 養護老人ホーム措置費の場所はどこやと聞いたんです。扶助費の方も聞いたかな。

保健福祉課長 扶助費。

今村議員 その下。養護老人ホームの措置費で上がってるけど、どこの養護老人ホームか。

保健福祉課長 養護老人ホームにつきましては、今回、県内の養護老人ホームですが、この近くで、こちら、何ていうんですか、彦根の金亀荘になります。その下も、どちらも彦根の金亀荘でございます。

生活管理の指導の宿泊事業所につきましては、近くですと、盲の養護老人ホー

ムであります星光の里でも、こちらの短期宿泊事業をされております。

そのあとの扶助費でございます。こちらの福祉医療費の助成事業につきまして、347万8,000円につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたとおりでございます。

そのあとの障害福祉費の負補交、補聴器購入費助成事業の助成金でございますが、当初10件見ておまして、問合せ等ございますことから6件分、今回15万円を計上させていただきました。年度の予定としては16件を見ております。現在の支出は10件です。

私の方からは以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

歳入の8ページでございますが、こちらの粗大ごみ等の処分手数料は、布団等の処分費の個人負担金の分でございます。

そして、歳出の16ページの方でございます。

16ページの環境対策費の委託料の238万7,000円の処分委託料でございますが、こちらは立替債権として、相続人の方から代執行した後、回収する予定でございます。

以上でございます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方は、11ページの寄附金のふるさと納税の返礼品について、ご質疑があったと思うんですけども、事業所によって差があって、この差についての改善点ということやったんですけども、行政としても、どのような商品が返礼品として人気があるかというのを事業所の方に申し上げているんですけども、この商品を決めるのは事業所ですので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

16ページ、衛生費、保健衛生費、環境対策費の関連質疑であります。税務課といたしましては、現在ある火災の廃材がなくなり、更地となれば、前回は廃材を含む入札が不調となりましたが、今回は公売可能かと考えています。

また、債権の回収につきましては、今回の入札の金額にもよりますが、税務課の滞納金額が全額回収できるものと考えております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

一般補正予算につきます20ページでございます。

学校給食センター負担金につきましては、補正予算後、2,742万3000円となっております。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第74号国民健康保険の5ページの県保険給付費と交付金ということですが、こちらにつきましては、歳出、6ページの保険給付費の療養諸費の3,731万8,000円の補正と、高額療養費の848万4,000円を合計した額が普通交付金ということになりますので、給付の方が増やした場合は、当然そのまま県から普通交付金を頂く分の増額の補正となっております。

繰入の財政安定化支援事業の繰入れの減額の理由ということですが、こちらにつきましては、普通交付税の算出資料の保健衛生費の中にあります保険給付費で、一旦毎年度、地方交付税の方を算定するんですけども、その際に地方交付税の額に0.8で割り戻した数字を一般会計からいただけるというふうに制度上となっておりますので、そちらにつきましては普通交付税の額が減額となったので、この分377万7,000円が減額しているということでございます。

こちらの減額理由、内容につきましては、詳細、確認の方はしたんですけども、基盤安定繰入れ、基盤安定の人数の方が前年、普通交付税の割増しの部分に去年までは満たしていたんですけども、今年度そこまでいかなかったもので、その分377万円が減額となったということでございます。

あと、療養給付費の方につきましては、今年度当初予算の際に県の給付見込みの方で基本的には給付の当初予算を計上したんですけども、一定給付の方が増えてきましたので、その分見込みとして3,700万円ほど増額させてもらっております。

決算ベースでは例年、前年度の令和3年度とほぼ同額程度になるというふうに現時点では見込んでおりますが、今後伸びる可能性は当然あるかと思いませんけど。

あと、高額療養費の増額の理由ということですが、高額療養費は現物給付と現金給付の方がございまして、現物給付は一定額を超えた部分に関しては、被保険者さんが払わずに、直接うちの方に来ることになりますけども、全体として、これまでの給付見込みを計算して、今後3月末までにどの程度伸びるかという計算の中で、800万円ほど不足するというので、今回補正の方をさせてもらっておりますので、内容等につきましては、それぞれ、例えば入院であれば、高額な手術をすればその分を超えますし、通院でも複数の病院にかかれた場合は、当然現金給付として返還の方をしますので、その総額として800万円不足するというふうになっております。74号については、以上でございます。

議第76号の後期高齢者医療の特別会計の補正予算の基盤安定の部分で、5ページとなっております。こちらにつきましては、保険基盤安定繰入れとなりますので、被保険者さんの給付分ではなくて、7割軽減、5割軽減ありますので、その軽減部分の繰入れを一般会計の方からいただくということになるんですけど、こちらにつきましては広域連合の方から例年、この程度になりますので当初予算この程度見込んでくださいねという通知の方が来るんですけども、それどおりに見込んでいたんですけども、若干それには満たなかったもので、基盤安定の繰入れ分が減ったということになっております。

ただ、決算ベースで、令和3年度の決算が1,700万円弱でしたので、総額としては今年度の方が基盤安定繰入れの方はいただける形になるかというふうに考えております。

以上です。

地域整備・

上下水道課長

議長。

河合議長

山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長

今村議員の質疑にお答えします。

まず、議第73号の一般会計補正予算(第7号)の10ページの6の土木県補助金の地籍調査事業補助金の260万4,000円の減額は何かということですが、地籍調査事業につきましては国、県への要望額を2,090万円要望しておりました。その中の75%が補助金となりますので、予算としては1,567万5,000円を見ておりました。交付決定が最初あったのが1,371万円でしたので、その差額分260万4,000円を減額しているということでございます。

あと、議第77号の3ページ、有形固定資産の減価償却費と無形固定資産の減

償却費につきましては、令和3年度の決算を行いましたので、それに伴って、建物の減価償却費、構築物の減価償却費、機械及び装置の減価償却費、その下段の施設利用権の減価償却費が変わってきますので、それによって今回増減を行っているものでございます。

あと、今回の修正とかで、負債の部、資本の部とかが変わってきているということでございますが、基本的に公営企業会計は公営企業会計法というものに基づいて計算を行っております。なので、私たち役場で特別に計算をするんじゃないくて、こういう法律にのっとった計算方法がありますので、それにのっとって、今は全て計算をしているということでございます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 委員会と違うんやから、ちょっと簡明にお願いします。今村議員。

今村議員 議第73号につきまして、再質疑ですね。

10ページで、福祉医療費助成事業。先ほど今年度の実績値が子育て支援177万、その他心身障害の残りがあったというお話なんですけど、福祉医療、豊郷はそういう心身障害児や者に対しても子育て支援にしても県下トップクラスで行ってるなと思って、それはすごく感謝してるんですけど、子育て支援ではどういうところが、医療費無料化なんですけど、高校までやっているけど、今年度増額している部分の特徴。児童生徒、18歳までしていただいていますよね。どこが増額分で多かったのか。

また、心身障害、療育や、また障害児3級まで町独自でしていただけて、すごく関係の人は喜んでおられますけどね。だからそういうところも、どういう部分が今年度増えているのか。傾向と、そういうのをちょっと教えていただきたいと思います。

続いて、12ページ。11ページですね、ごめんね。ふるさと納税の方で、先ほど企画課長の方から、事業者の営業のスタイルとかいろんなので、相手を選んだというお話だったんですけど、ふるなびやらあんなので、豊郷のあんなん見たら、やっぱりすごく広報力のあるところは強いですよ、はっきり言って。でも、やっぱり、できたら町内のそういう自営の業者さんたち。大きなところはそれなりに販路もありますけど、町内で、やっぱりずっと何十年もやっておられるとかそういうところにもそういうチャンスを、町としてフォローするとか、肉には変わりないし、お米にしたかて、町内のいろんな団体ありますしね。

そういう人たちが、やっぱり町内の業者が益を得るような事業にしていた

きたいなと思うんですけど、それには、町としてどういう、町でいろんなあれ出てますよね。いろんな出店物はありますが、特に多いのが肉と米かなと思うんですが。そういうのに出しやすい環境整備をすとか、その支払いは月ごとにちゃんと業者の方に入るんでしょうか。どういう形ですか。

この前、町がやってくださったってすごく喜ばれているクーポン券にしても、3月末の支払いまでもらえないというので、とてもできないわという業者がいってたんですけど。こういうせっかくそこに乗っても、資本規模のちっちゃい町内のお店屋さんなんかでは、月々回していくのも大変だとかいろんなこともあると思うんですが。どうしてそういう小規模町内業者が、こういう制度に乗れないのか。私は乗っていただきたいなと思うんですけど。どうせ都会のお金持ちの人が買ってきてくださってる人の方が多いんじゃないかなと思うんですけどね。そういう工夫とかは何か考えておられますか。

次に16ページですね。ここで、環境対策費で、先ほど住民課長や税務課長の方から238万7,000円、町の代執行分を含めて回収できる見込みだというお話ですが、それは、債権。税務課の債権、全部回収できるとおっしゃいましたが、237万の廃棄物処理委託料と債権、合わせてどのくらいを、今回の町の代執行分を含めてどのくらいを回収しようと、想定としてはできると言わかったので、見込みとしてはどのくらいの金額を想定しているのか、説明してください。

次、21ページです。すいません。20ページですね。学校給食センター。

これ、当初、彦根の学校給食センターに委託するのと、それか自校方式でやるのいろいろ計算されたと思うんですが、そういった中で、今の時点で、学校給食センター方式、委託方式と、もしあそこで自校方式でやった場合との差額というのは、どのくらいの差額、メリットがあったのか、デメリット分は何なのか。その辺はどういうふうに分析されているのか、説明をお願いいたします。

続いて、次は、水道会計の方に行きます。

先ほど、課長は、この補正に関しては町の方として誤りを見つけて、そして委託コンサルにもその旨を言うて、今回改正をしたという言い方をされましたけれども、町の方として誤りを見つけたというのはどういう意味なんでしょうか。私は、これもう一応令和5年3月31日の貸借対照表という形で、もう決算終わっているわけですよ。終わった時点で、このようなことを、再度補正をしてかけていくというのは、地方財政法とか、そういう絡みでいくと、どういうことでそういう執行を今回やらなきゃいけないのか。その辺が何かすごく理解に苦しむんですけど。それをこの時期にやるという意味がよく理解できないんですけど、もう一度、答弁をしていただけますか。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

ページ、15ページの中段、福祉医療費助成事業でございます。

福祉医療の利用に対しての支払いでございまして、診療内容までは把握できておりません。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

中学校の学校給食センターのことについて、当初、自校でやるのと、どのようなどころ、メリット、デメリットでありましたけど。簡単に言いますと、施設を造るということにつきますと、それは相当の、まず予算、費用もかかるということら辺があるかと思えます。また、敷地的な問題等もありまして、そういった部分では、彦根市の給食センターから配膳されているのが、非常に有効的だなということをおもっております。

また、給食そのものは一堂に会してというところ辺では、非常に生徒の食に対する関心も、そういった部分では、一堂に会して食べるということでは、非常に生徒の食育については、効果があったのではないかと、こういうように思っております。

以上です。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

私ども11ページのふるさと納税基金の返礼品の支払い方法、また、小規模事業所の取扱いについてということやったと思うんですけども、まず、支払いにつきましても毎月月末締め翌月払いみたいな感じで支払いをさせていただいております。

また、事業所につきましても、お肉につきましても町内の個人事業所で返礼品として出しておりますし、お米につきましても、農協以外のところにつきましても、個人事業主の方が出しておりますので、特に、個人事業主の方が返礼品として扱いやすいふうになっていると思っております。また、返礼品として出したいという場合は、また役場の方に相談の方に来ていただきたいと思っております。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

税務課といたしましては、私が申し上げたのは、更地となった場合に、公売が成立した場合については、滞納となっている以前の部分については、全額回収できるということでお答えさせていただいたところでございます。債権といたしましては、固定資産税と新築資金、それから、前回の解体費用、それから、今回の処分料ということですよ。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

今ほど税務課長がお答えされましたが、それで、住民課といたしましては公売で相殺できなければ、相続人に対して回収するという行為を行っていく予定でございます。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の再質疑にお答えします。

水道会計事業の、この時期に修正を上げる理由はどうしてかということですが、なぜ分かったかといいますと、聞き取りによると、下水道の方は長期前受金の戻入が多いのに水道が少ないと。やっぱりこれは何かおかしいなということで、もう1回見直してもらおうかということから始まっているようです。

なので、その見直しが令和3年度に行われまして、聞いているところでは、かなり損益が多いので超過になるということで、一旦これをどうしようかということで保留になっていました。

私が来まして、いろいろ説明を聞いている中で、会計士さんといろんな本を見ていると、そういう過年度分のことについては過年度損益修正でできるということに企業会計はなっておりますので、できるだけ早い方がいいということで、今回、数値がまとまりましたので、上げているということでございます。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)で、16ページの、先ほど税務課長と、それから住民課長の方で答弁ありましたが、廃棄物処理等委託料の問題ですが。あそこの土地は相続はできてないと思うんですよね。そういう場合に、住民課長は相続人に不足分は請求するというお話だったんですが、それは一体どういう請求を考えているのか。最終的に不納欠損になったら、町がまた前みたいに不納欠損処分的に債権の解消をするみたいな方向性があるんでしょうか。私、すごくその点があやふやな答弁だったなど。税務課長も想定金額を言わなかったですよね。だから、そういう諸々を入れると、あそこを数百万になりますよね、どう考えても。それをどういうふうに債権として、町の債権ですからね。回収するんですかと言ったら、相続人等にまた請求しますという安直な発言をされましたので、その辺はどういうふうに考えておられるのか。どちらでもいいですよ、答弁。町長でも結構ですし、お願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質疑にお答えします。

9月議会の委員会の中、また、全協の中でもありまして、早急にあれを処分するよという議員の皆さん方の意向も確認させていただいて、特に景観上もよくないということで、今回、町の方で処分をしていこうと。それで、前回の部分、今回の部分、そして、まだ債権もあります。

しかしながら、町としてやるわけですから、その分はきちっと賄えるか、賄えないか。これは、落札によって、どれくらいの金額で競売がかかるか、そのときによって変わってくると思います。ご理解の方、よろしくお願いいたします。

河合議長 他に質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、2点だけ質疑をさせていただきます。

1点は、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)の12ページ、収入のところですが、雑入の6で、農林水産業費の雑入で、経営体育成支援事業補助金の返還金とありますが、この事業の中身を教えてください。

それから、これ、平成30年度の12月議会で議論をさせていただいていましたが、ここでは経営体育成支援事業となっていますが、当時の町の支出の項は経

営体育成支援融資主体型事業となっていて、事業名が違うのではないかというのを議論させていただいたんですが、これで間違いはないという当時の答弁だったんですが、今回、経営体育成支援事業補助金返還金になってるんですが、この事業名についてお答えをお願いしたい。

それから2点目が、この事業は何年度に行われた事業の返還分なのか、説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、議第77号の水道事業会計補正予算ですが、これ全協でも説明がありました、確認をしたいんですが、令和3年度の決算は間違っていない。もう決算済ですから。その都度、議論がありましたので、まず、これの確認をしたい。その辺が不明確でしたので。決算をしているわけですから。まず、令和3年度の決算は、額は間違っていなかったということを確認したい。

2つ目は、企業会計は発生主義ですよ。それから一般会計はもう自治体会計はそれとは違いますから。例えば長期前受金の計算についても、これは違ってきて当然なんです。だからここの認識は、令和3年度の決算は間違っていない。今、見直しをしている途中で、こういう数字が出てきていると。今後もこの数字は見直される必要があるというふうに認識をしておくべきと、私は認識するんですが、そういう認識でいいのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は、12ページの雑入、農林水産業費雑入でございます。

こちらの事業の中身につきましては、平成30年におきました北海道胆振東部地震及び台風21号により被災した農地農業用施設等の災害復旧のための支援対策において、令和元年度に補助金を概算払いにてお支払いしております。

実績報告及び精算をした結果、補助金の額が減額となり、その差額について返金をしてもらうこととなりましたので、その返金分について予算の計上を行ったところでございます。

事業名につきましては、平成30年の被災農業者向け経営体育成支援事業でございます。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

議第77号水道事業会計の関連でございますが、令和3年度の決算額は間違っております。申し訳ございません。全協でちょっと言い間違いました。決算は間違っておりません。今回の修正につきましては、平成29年度以前の資産と負債の損益でございます。

次に、令和3年度の決算額以降、長期前受金の修正とかがあったりするのかわりかということですが、長期前受金は、どんどんどんどん減っていったりするわけなんです、工事があって補助金とかをもらおうとまた増えたりもします。それを現年度で修正できなかった場合は、また過年度損益に上がってくる可能性はあるかと思っております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 確認ですが、この25万1,000円は平成30年度の台風21号の被害に遭われた方の事業で、令和元年度に概算払いしたものが今年度返ってきたということで確認していいんですね。

それから、事業名ですが、平成30年の12月議会では、この経営体育成支援事業費の中で、経営体育成支援融資主体型事業ができたので、町としてはこの経営体支援融資主体型事業の支出項目でさせていただいたという答弁だった。その後、実施要綱なんかを探しますが、この経営支援型支援融資主体型事業というのが出てきませんでした。それで、もう一度確認の意味で質問してるんです。今、分からなければ、またちょっと一度調査、確認をしていただきたいと思います。以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

事業につきましては、対象となるのは北海道胆振東部地震と台風21号の支援対策によるものでございます。ちょっと補助金名称につきましては、ちょっと要綱等がたくさんありまして、実際の正式名称につきましては、また調べさせていただきたいなというふうに思っております。

費用につきましては、平成30年度に予算化されまして、支払いにつきましては繰越しをさせていただきまして、令和元年度にお支払いをさせていただいている分でございます。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

(午前 11時54分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

河合議長 辻本議員より、午後から欠席ということを知っておりまして、忘れてましたので、お伝えしておきます。申し訳ありません。

それでは、再開をいたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第73号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第73号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第74号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を文教民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第74号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これより、議第75号の討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第75号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第75号は原案どおり可決されました。

次に、議第76号の討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議第76号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。  
賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第76号は原案どおり可決されました。  
お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第77号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議はありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第77号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、議第78号の討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第78号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第78号は原案どおり可決されました。  
今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第13、請願第5号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求める意見書を提出するよう求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。

今村議員 議長、動議。

河合議長 動議内容は。

今村議員 はい。この請願5号健康保険証の廃止とマイナ保険証義務化の実施に慎重な対応を求める意見書を提出するよう求める請願については、当議会、本会議、今日から3日間、一般質問含めて十分に時間がございます。議運でも申し上げましたが、議題に上げ、紹介議員の趣旨説明と質疑応答、それを行い、委員会付託へ行うのが議会の本来の務めではないかと思っております。

以上をもって、議事進行に関する動議を提案いたします。

高橋議員 賛成。

河合議長 ただいまの動議は所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。  
お諮りします。ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、ただいまの動議は否決されました。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14、請願第6号「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。

今村議員 議長、動議。

河合議長 動議内容は。

今村議員 はい。議事進行に関する動議を提出いたします。

この請願第6号「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書です。これも、議長は総務常任委員会へと付託ということで、紹介議員の趣旨説明ならびに質疑を本会議で省略されますが、そういう提案をされましたが、ここの議員は今現在11名います。総務委員会は6名です。本来でしたら、やはり請願者の請願について、この本会議で提案説明と質疑を行い、委員会付託をするのが、議会としての私は当然の任務だと思います。それは請願権、国でも地方でも請願権は認められているということを踏まえたら、議会制民主主義を貫く立場で、動議を提出いたします。

高橋議員 賛成。

河合議長 ただいまの動議は所定の賛成者があります。動議は成立をいたしました。  
お諮りいたします。ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、ただいまの動議は否決されました。  
総務産業建設常任委員会、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。  
ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時08分 休憩)

---

(午後1時14分 再開)

河合議長 それでは、再開をいたします。

日程第15、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いをいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、村岸善一君の質問を許します。

**村岸議員**

議長。

**河合議長**

村岸議員。

**村岸議員**

それでは、一般質問を行います。

町長、教育長にお尋ねいたします。

龍ヶ池と文化遺産についてお尋ねします。

町史編さん収集時のときに、日本土木学会選奨土木遺産に選んでもらっている話をしたところ、町の学芸員さんや大学教授の方々による調査をされ、今日まで来ています。

そしてまた、小学生の学習を深める機会として、龍ヶ池を造られた由来等の説明を受けられたり、その他多くの方々が龍ヶ池を見学に来られております。

そうした中で、龍ヶ池は、2年前から揚水不能のため、地元住民の多くの方々は、先祖が苦勞して築いていただいた龍ヶ池揚水機場を農業用水として修理していくことが後世に伝える役目と考え、現在、修理の方向で進んでいるところであります。

そこで、次の点について答弁を求めます。

1つ、現在までの状況はどのようになっているのか。文化遺産と龍ヶ池の修理の関係等を答弁願いたいと思います。

また、2つ目としまして、今後の方向性はどのようになっているのか。これも文化遺産と修理の関係等について、お尋ねしたいと思います。

以上、お願いします。

**教育次長**

議長。

**河合議長**

小西直美教育次長。

**教育次長**

村岸議員のご質問についてお答えします。

1つ目の現在までの状況についてですが、関西大学による調査の途中であり、年度末までの完了報告を待っている状況です。ご理解の方をお願いいたします。

2つ目の今後の方向性についてですが、調査完了報告の内容を踏まえ、石畑区

さんへの報告をする場を設ける予定です。

河合議長 再質問ありますか。まだか。

村岸議員 地域整備課の方からの修理の状況はどうなっているか。

河合議長 進捗状況な。今後の方向性。

村岸議員 いやいや。今までも出たんやけども、それをどうなっているかということ聞いてるんです。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 村岸議員の龍ヶ池と文化遺産についての質問にお答えします。

今後の修理の状況はということですが、現在、文化財の価値がどれぐらいになるかちょっと分かりません。ですので、当初は水中ポンプとか全ての交換の予定をしておりましたが、文化財保護の関係もありますので、補助内容を少し変更して、揚水機場の吐き出し水路部分だけの修繕を今年度予定しております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 今までの経過を説明してくれということですよ。やけど、なかなか、しっかりと説明をされておられません。正直なところ言うて。

といいますのは、文化財の保護につきましても、何回もこれは、地籍調査。地籍じゃなしに、町史編さんの中によって出てきたわけですね、これ。

そうした中で、大学の教授とか、これも編さんの委員会を、委員会というか、聞き取り調査が2回ありまして、2回目のときに、大学の教授等も石畑の方にも来られて、いろんな話を聞いて帰られました。

そのときに、これは石畑だけではあかんやろと。これは町ないし県によるような文化財になってきたと思うというようなことも話を聞きました。

それ以前に、龍ヶ池が修理不能、水が上がらないということで、地域整備課の方には要望書を令和2年度に要望書を出して、採択されて、修理の方向で進んでいたわけですよ。そのときには、いろいろと水の水量の関係等の調査もしていただきました。そういう説明も一切ありませんね。なぜそういう説明をしてもらえないのか。

実際に日にち言いましょうか。いつ、龍ヶ池の方にポンプを入れて、水がどんだけ、水量が持つか、そういう試験もしてもうたるわけです。予算、多分予算が出ると思うんですね。当初の予算では、多分、担当の係の方から聞いたら、多分4,000万ぐらいかかるだろうと。龍ヶ池の修理に4,000万ぐらいはかかるやろと。その費用の一部は地元が負担せんならんということで来たって、今回もその予算の一千何百万というやつが減額なしでしたよね。

ということは、今年度もできないというのは、文化遺産となるような話があるためにできないんやということですね。

ほんで、今回も、文化遺産の方が、龍ヶ池の遺産として、どのように見ておられるのかですね。

今日も、大学の教授が龍ヶ池に来られています。そういうことは、教育長の方にも連絡が行ったのか、行ってないのかね。実際、学芸員さんの方から私の方に、今日行きますので龍ヶ池を開けてくださいということで、開けさせてもらってます。それは、池を見るん違います。龍ヶ池の館前を見るんやと。龍ヶ池全体、館前も遺産になってるような感になってきとるさかいに、ものすごく規模が大きくなり過ぎてます。

我々区民は、一日も早く、水を上げて、その水でお米を作りたいんです。というのは、何年も前に、おいしい龍ヶ池米というチラシを町の方でこしらえていただきました。そういう状態で、一刻も早くその龍ヶ池を修理していただきたいんです。

それと、遺産としても、やはり残してほしいと思う反面、それを龍ヶ池を現状のまま使える方向で何とか修理ができないのかですね。同時期に四十九の砂山池も土木遺産という形が取られております。この本に載っています。土木学会の遺産として載っています、これは。四十九の砂山池は、もう現に平成26年に埋まっております。そのために、なかなか中の調査もできないために、龍ヶ池を何とかしたいということで、大学の教授の先生方は必死になっておられると思いますが、町として、大学の先生の言われるとおりに進んでいけば、何年かかるのか。それは把握してもらっていると思うんやけども、今後、何年後には、本当の文化遺産になるのか。結論がいつになるのかということをお答えいただきたいと思います。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 村岸議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、今日、龍ヶ池に来られているようですけれど、私の方には連絡は受けておりません。

そして、今後どうなるのかということですが、あくまで、今年度1年間通して、1年間でもって関西大学の方の助教授の方をお願いしてありますので、まずその報告待ちというところであります。

概略は、先ほど議員言われましたように、井戸そのもの、そしてその附帯する設備、施設がどうなのか。そして、取水、排水のところ辺、その3点に向けて調査をされているということでお伺いしております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。まだか。

村岸議員 経過の方は。今後の運営とか、そのあたり。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、村岸議員さんの一般質問にお答えします。

以前、全協でもお話ししたと思うんですけれども、要するに、これ、揚水の世界遺産に該当するという、そういうお答えもいただいております。

しかしながら、先ほど教育長言いましたように、その調査が入っている段階で、結論が出ん限り、ちょっと前へ進めないというのが実情なんです。それが言ったら、何やったらこれをもう残すという形の中で、また、新しい水源を掘っていこうと。そして、国、県の補助金を獲得しながら、地元の皆さん方に負担の少ない方法でやっていきたいなど。

それで、このままちょっと使えない場合は、ある程度、来年度の方で地元負担の少ない方法を、どういうんですか、電気代が相当かかると思いますので、中部用水を使うと。そういう形の手当てもある程度考えていかなければならないと、このように考えておりますので。

国の方は待っててくれるんですけど、先、町史編さんで、即そっちへ委託が行ったから、ある程度成果本が出た中で進んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

河合議長 再々質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 再々質問させていただきますが、やはり、地元の者は、一日も早く龍ヶ池の水を上げたいというのが本音であります。10月23日の中日新聞の中にも、これは町の学芸員さんの方に聞き取りがあつて、こういうふうにも中日新聞も龍ヶ池、

砂山池の状況を載せております。皆さん、多分、中日新聞を取っておられる方はご覧になったと思います。これを石畑は区民の方に、新聞取っておられない方もおられますので、回覧で皆回しました。これはこういう形で今も現在取り組んでるんやという形を区民の方に一生懸命、龍ヶ池を守っていくために、こういうやつを載せました。

それで、やはり、先ほども申しましたように、日栄小学校の方やら先生から依頼文書を頂いて、龍ヶ池はどんなやつやとかいうのも、小さい6年生の子どもでしたわ、来られたりしてます。そういうふうにも今も関心を持ってもらっている子どももおりますので、一日も早く、そこを、龍ヶ池を現状のままで使える方向でやっていただきたいと。

それと、違うところに、町長もおっしゃったように、違うところにポンプを打つという方法も1つと思いますが、現に、石畑も近くにポンプを打ちました。打ってやったんですけども、電気代が龍ヶ池の倍以上かかりました。

それで、龍ヶ池の水が足らんとときには、それを使用するという形を取りましたが、なかなか水中ポンプで打込みですので、もう上がらなくなっています。

それで、また途中で何回も修理をしもってやったら、現在はもう全然上がらないようになったんです。埋まってもうたんか、何か分かりませんが、出んようになったさかいに、龍ヶ池の水1本で今まで来たわけです。

それで、代替にどっかに打つというような方向を取ってもらっても、恐らく10年ぐらいで水が出んようになるようではかないませんので。また、そういう点もいろいろと検討していただきまして、やっていただきたいと思います。

特に、やはり一番最初に案を出してもらった、枠をつぶさない方向で鉄管を入れ替えるという方法とかも、何か検討もしていただいたように思いますが、できたらそういうふうにして、龍ヶ池は現状のままでということは、遺産としても使えるし、水としても十分使っていけると思いますので、そういう方向でできないものか、検討していただきたいと思います。

それと、学校の方も、やはり勉強の中でも、子どもたちにも、やはりそういうことを、龍ヶ池はこういうようなもんやという方向で先生方にも、やはり教育の場においてやっていただきたいと思いますが、その点についてお答え願います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 村岸議員さんの再々質問にお答えいたします。

龍ヶ池そのものは、私も豊郷小学校勤務のときに勉強させていただきました。先人の水を獲得するための並々ならぬ苦勞を子どもたちと学ぶというところで

は、現地で非常に勉強することができました。

ただ、今後のことにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、あくまで大学の報告待ちというところで、最終的には地元の方との協議、あるいは相談というところで話が進んでいくんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えします。

先ほど申しましたように、世界的かんがい用水の遺産に残るとなったら、どこまでの現状の中で改修をすれば残るのか。

しかし、それを超えて修繕した場合には、こういうふうに残らん場合もありますので、そこら、ほんで、しっかり押さえんと、なかなか前へ進めないというのが出てくると思います。

それでまた、そのときには地元の皆さんと、説明させていただきながら、あらゆる補助金取った中で、できたら日本で初めてのかんがい用水の池ですから、しっかりと情報収集と、農水省の部長やら課長の方は相談したらすぐアクションが起こせるとこまでは行ってるんです。

しかしながら、ちょっと今の関西大学の結果が出て、それをもって、それで上ろうという思いですので、その点ご理解のほどよろしく願いします。

村岸議員 よろしく願いします。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、町長、教育長に。園児・保護者の登園等に係る雨対策はどうかというところで。

保育園に通う子どもの送迎で、雨の日が特につらいという声を耳にすることがありました。なぜかと理由を聞いてみましたところ、雨の強い日は、園に着くまでに子どもはびしょ濡れになり、親も濡れたままで出勤しているということでしたので、施設的に対策できる部分があるとなれば、こうした状況を少しでも改善を図れるような対応を検討、実施していくべきではないかと思えます。

そこで、以下の点について答弁を求めます。

①これまでにこうした声や実態を把握しているのか。②今後の対応について

どうか。答弁を願います。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤博一議員のご質問についてお答えします。

①のこうした声や実態を把握しているかについてですが、園に確認したところ、今までに雨の日が特につらいとの声を聞いたことはございませんでした。

愛里保育園玄関前の駐車場には、止められる車の台数が限られており、多くの保護者の方は日栄小学校体育館側の駐車場に止めておられることは承知しております。雨の日に園に訪問した際、傘を差されて登園される姿をお見受けすることがございます。

②の今後の対応等についてですが、園等とも協議しながら、対応を考えていきたいと思っております。

西澤博一議員 はい。

河合議長 再質問ですか。西澤博一議員。

西澤博一議員 この話を私が聞いたのは、小学校へ行っているお母さん方は、時々会ってお話しすることがあるので、そういう中で話したときに、「西澤さん、こういうようなときは、こういうようなので雨がよう降って濡れたわ」とかいう話もありました。

そういうようなことをお聞きしたもので、私もここずっと保育園等や前を通ることがあるので、雨の降るのもだんだんで、大雨のときに、やはり月曜日に、やはりお母さん方が子どもの布団とかおむつ等々を持って保育園へ向かわれます。天気の良い日はよろしいですよ。しかし、雨の降った日に、そのときに、例えば1歳の子と3歳の子がいるとか、0歳と3歳か、2人子どもがいはると。こういうようなときに、そういうお母さん方が、やっぱりまず、まずまず何を先にしはるか。見てたら、やっぱり、それなりの形で進めてはんねやけども、傘を差している、子どもも傘を差すことはできません。結局、1歳の子やその子は抱かなあかんし、布団を上からかぶって行かはると。

しかし、月曜日に雨が降ってなかったらほんでええんやけど。そりゃ、いつ雨が降るか分からんさかい、そういうようなときに、やはり園として、そういうようなことは、やはりこれから対応していった方がええの違うかなと、私は思って、今日、一般質問させていただきました。

やはり、これから豊郷町を背負うちっちゃい子どもたちやけども、やっぱりそういうようなことも考えなければならないかと。

私らの時代のときには、こんなことは別にどうということはないけど、し

かし、時代がどんどん変わってくると、何もかもが変わってきてるさかいに、そういうようなことに、やはり町行政として、何らかの形で対策を考えていかなければならないのかなど。

仮に、雨除けのものができなかつたとしたら、保育園の先生が何人かが出てきて、1人を面倒を見たって、1人が傘を差してやったとか、そういう人的な活動もできるし。それ以外にも今の繰り返しじゃないけども、そういうカーポート、カーポートじゃなしに、雨除けのライン。前の駐車場は台数止められないさかいに分かります。それは日栄小の奥の駐車場に止める場合は約50メートル近くあります。それは小さい子は2人抱いて、お母さん方が行かれるときに、恐らく濡れると思うし、濡れたったと思う。そこから、お母さん方は会社に出勤に行かれますわ。そうすると、どうも7時半から8時の間がどうも混む時間帯みたい。皆さん、勤めに行かはるさかいに。

そんなことをやっぱり考えて、どういような対応がいいのか。一遍考えたってもらえませんか。

これは今始まった話じゃありません。今回聞いた話は、もう子どもらは小学校へ行っていると。だから、また、さっきの繰り返しじゃないけど、こういうことがありましたとか、そういうことを時々耳にすることがあるので、恐らく、今、園に通っているお母さん方らも、そういうようなことは思っはんのちゃうのかなど。

しかし、他府県がどうや、いろんなことあるわ。自転車で後ろへ乗せて、かっぱかぶせて行ってるとかある。よそはよそや。しかし、うちは豊郷町やさかいに。やっぱり子どもら、豊郷町の子どもはかわいいし。今、ここにおられる方々もお父さん、お母さん方になっておられる方も、娘さんが結婚しはったら、息子さんが結婚しはった。さあ保育園やらなあかんと。お互いに、こういうようなことがまた出てくると違うんかなど。やっぱり何とかしたらあかんという考えも出てくるかと思う。

そんなことの点について、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再質問にお答えいたします。

西澤議員さん言われましたとおり、保育園の月曜日は、布団を持つての登園ということで、それと2人お子さんを預けとなると両手が塞がる。そこへ、雨。これからですと雪も関係してくるんかなどということを思います。

いずれにしても、子どもの安全が第一、そして保護者の方の送迎も考えなけれ

ばいけない。そういった部分で、園とも協議しながら、どういった方法が一番適切なのか。また皆さんの、また職員の方の負担にもあまりつながっていくのもどうかなどというところ辺もちよっとあるかなと思いますので、今後、現場と協議しながら、対応を考えていきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい、あります。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 前向きな教育長から答弁をいただきました。

そういうようなことで、いろいろと職員さんとも、どのような形がいいのか考えていただいて、前向きな回答で、来年度、令和5年度の予算に向けて、何らかの形で対応していただきたいと存じますが、答弁を求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、現場、園長、職員等とのお話を聞きながら進めさせていただきたいと思いますので、次年度の予算化確定というところまでいきませんが、その節にはご協力よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 次の質問、行ってください。

西澤博一議員 はい。町長と教育長にお伺いいたします。

バンガローの跡地、多目的グラウンドの施設管理等について。

バンガローの跡地に多目的グラウンドが整備されたことから、今後、多くの町民の方々やスポーツ団体等が利用されることと思います。

そこで次のことについて答弁を求めます。

①施設の利用に当たって規則等の整備はどうか。②使用料についての考え方は。③今後のナイター利用の考えはどうか。④利用者の意見等をしっかり受け止め、対応していく環境は整っているのか。答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤博一議員の①施設の利用に当たって規則等の整備について、お答えいたします。

スポーツ公園全般の施設の利用について定めた豊郷スポーツ公園の管理運営に関する規則が整備されています。

②の使用料金についての考え方はについてですが、いろいろな角度から検討し、使用料を徴収することが適切であれば、豊郷スポーツ公園の設置及び管理運営に関する条例及び豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例の改正をご提案いたします。

③今後のナイター利用の考えはについてですが、安全性や管理の観点から、指定管理者でありますアザックとよさとの意見を十分踏まえ、考えてまいります。

④利用者の意見等をしっかり受け止め、対応していく環境は整っているかについては、指定管理者アザックとよさとと連携しながら、ご意見等があれば真摯に受け止め、保健体育課が都度対応してまいります。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、再質問します。

今回はバンガローの跡地についての質問で、あとの施設等には、恐らく規則等々いろいろあったと思います。

それで、この間もバンガローの跡地、私、ちょっと見に行ってきました。きれいになって、やっぱり四千何百万の財政投資した甲斐はあったと思います。

あれだけきれいになると、やはり使う方も、やはり利用しはる方も、やっぱりそれなりのことを認識持って、利用していただかなければならないというふうには私は考えております。

そういう点を踏まえて、施設の利用についての規則等を①で挙げさせてもらいました。特別なことはなくても、やはりグラウンド、体育館、テニスコート、いろんな方がお使いになって、良心的にちゃんと対応していただいていると思いますけども、今後、こういう新しいバンガローの施設が、多目的グラウンドができたので、その点についてはもう一度、担当のアザックか、あそこらとおそらく協議しはるのか、もう一度きめ細かく相談して、住民さんが使いやすくきれいに、後から使われる人もきれいに使えるような形で、どうようにしたらいいかということを考えていただきたいと思います。

使用料については、様々な意見があろうと思いますので、そこはもう業者にお任せすることかと私は思いますので、近隣のそういう施設等々を考えていただいて、どのような形で利用料金を頂いたらええか、また当町の住民に対してはどういうようにしたらいいのかと、それはいろいろ過去の例があると思いますので、そういう点について考えていただきたいと思います。

あと、できたと。おそらく、これは先のことやで分からないんだけど、おそ

らくナイターの利用もこれから必要になってくる可能性もあんのかなと思ったりもします。そのような要望があったときには速やかにそれは対応していただければならないし。あと、もう1点は防犯カメラですね。やっぱり防犯カメラの設置も、やはりしなければならぬかなと思います。

そういうようなことも含めて、あと、体育館も行くんですけど、たまたま看板が古なったりとか、今度サブグラウンドの看板設置もしなければならぬかなと私も思います。やっぱり古い看板はもう取り替えて、この体育館全体の看板も新しくすればいいのかなと思うので、その点についても併せてご検討願いたいと思うわけであります。

あと、多目的グラウンドなんですけども、この間も見に行ったら、やっぱりトイレにしてもきれいなトイレになっていますわ。やっぱり使う人も考えて使わなアカンので、そういうようなことも導入したらいいかなというのを、再度答弁を求めたいと思います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、バンガロー跡地が、皆さんに非常に注目を浴びているということは非常にありがたいことだなということを思います。非常にきれいに仕上がっておりますということで、多分町民の方、あるいは町外の方も、今後どのように使われるのかということら辺に関心が高まっていくのと、利用料金等にも関心あるかと思いますが。できた当初も、初めから申し上げていましたとおり、初めから事細かく規則、あるいは、利用料金等を決めていくのもなんですが、やっぱり町民の方のどのようなニーズがあるのか、そこら辺でもって、適切な使い方を決めていくのが妥当かなということを思っていますので、そういったところ辺と指定管理者、管理業者とも十分に協議して進めていきたいと、このように思っています。

また、出来上がった施設ですので、いつまでもやっぱりきれいに使っていただく。そういった啓蒙も、また看板を通じてしていくことも大事だな、使っていく方も気持ちよく使っていただく、そしてまた、気持ちよく次の人にお渡しするというようなところ辺も、マナーとして啓発していく必要があるかなということも思っていますので、また、ご協力の方よろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 次、行きます。

河合議長 はい。どうぞ。

西澤博一議員 それでは、町長と教育長にお願いいたします。

防災等の対策状況はどうかということ。近年、全国各地で地震や台風、河川の氾濫等が頻繁に発生するなど、大きな災害がもたらされています。自然のこうした発生そのものを防ぐことはできませんが、私たちは住民の皆さん一人ひとりの安全、安心が図れるよう、しっかりと防災対策と災害時の対応について備えておく必要があると考えます。

そこで以下の点のことについて、答弁を求めます。

①防災対策の状況はどうかということ。②行政と町民との防災避難訓練の状況と今後の取組について。③小学校、中学校での防災教室等の実施状況は。④高齢者、子ども、障がい者等の避難対策について。⑤防災等対策に向けての自治体職員の訓練状況はどうですか。答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、7番、西澤議員の防災等の対策等はどうかのご質問についてお答えをします。

まず、①の防災対策の状況につきましては、災害はいつどこで発生するか分かりませんので、いつ起こっても対処できるよう、豊郷町防災計画、業務継続計画や防災マップ等を整備しつつ、災害に備えております。

②の防災訓練の取組につきましては、今年9月25日に防災訓練の実施を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が増えていた時期でしたので、実施を見合わせ、来年度以降に再開の予定です。

③の学校等の防災教室の取組については、各校園で避難訓練を行っております。小中学校では講師を招き、防災教室を実施したり、豊郷町の防災マップを活用した学習を行い、日頃から災害に対する意識の向上を図っております。

④の高齢者等の避難対策につきましては、要支援者台帳を作成し、各字区長、民生委員児童委員等にお渡ししておりますので、避難が必要になった際は活用していただくと考えております。また、登録されていない方に対しても、社協や包括支援センター、役場等の関連機関が連携し、登録を呼びかけております。

⑤の職員の訓練につきましては、例年、防災訓練時に役割分担に応じた訓練を行っております。ただ、今年度は中止になりましたので、年度内には何らか実施してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員

はい。

河合議長

西澤博一議員。

西澤博一議員

それでは、再質問をいたします。

まず①ですけれども、まず防災の対策ですけど、町から平成23年か、この厚い防災ガイドを頂きました。きめ細かくいろんなことが書いていました。ほらもうそのとおりできれば一番いいんですけども。そこで、町は原則して年1回、今の総務課長の話で、住民と一体になった防災訓練を実施するというのをお聞きしました。また、防災計画の周知徹底や、また防災体験の基礎の確立を図るということが防災訓練の実施要綱の中で書いておりましたんですが。確かに防災減災対策では、知ることは大切な要素であるけども、しかし、知るだけでは、いざ災害が発生したときに、スムーズに立ち回れるかなと、なかなかそれは言い切れないと思う。

特に災害の規模が大きい場合は、現場が混乱するのは、もう恐らく予想されると思います。これは、実際そういうようなことが起こったときには、それは当たり前のことやと思います。

そこで加えてお聞きするんですけど、防災の訓練実施で、まず1点目は、町が参加機関ということで、町、また、犬上分署、消防団、中学校、幼稚園、保育園等々で、民間の団体等で参加で防災訓練をやるということが明記されております。

そこで、大きい市、また、小さい町、私らのところでも滋賀県で一番小さい町でも、小さい町なりにそのようなことはできるのではないかなと思います。

そこで、今も小学校、中学校、定期的に年1回か知らんが、防災訓練やっております。それをやっていること自体が、実際に総務課の方に、何月何日に日栄小学校、豊郷小学校、中学校、防災訓練やっていますよというそういう連絡はあるのか。あったとしたら、あったときに、小学校から総務課の方に、こういうことをやって、こういうような形でこうなって終わりましたという、そういうような連携を取ったことは、今まであったのか、なかったのか。あったら、どういうようにしてはったか。なかったら、今後どういうようにするのかということをお聞きしたいと思います。

あともう1つですけど、小学校の件ですけども、一応学校で避難訓練はやられていると思います。それは、時々私も見たことあるので分かります。そういうときに、ちょっと調べさせてもらったんですけど、全国いろんなことをやっておられますわ。地域、学校、家庭連携による防災教育の推進ということで、保護者教室、保護者と子どもらを交えての事前の防災の勉強会とか。また、学校で宿泊体

験とか、高学年を対象にして、そういうようなことも学校としてやっております。

また、食事の訓練、炊き出し、災害が起こったときに、食事がなくなるときに用意、災害の食事、インスタントのやつありますわ、ああいうようなのとかを実施しているところもあります。

そんなことを踏まえて、やっぱり小学校も、仮に学校等でやる場合に、小学校と総務課というか、対策本部とか連携をやっているかということ。仮に小学校が今の繰り返しになるけど、小学校、防災訓練やりました、やりましたと。学校の中でやっているのは、頭になんの校長が頭になって、あと下、何やら班、何やら班いうて、分かれてやってはるのは分かる。この結果、こうやったけど、こうでしたということは、やっぱり災害センター、災害本部長、本部は総務課のとなんやで、そういうような連携というのは取れているのか。

この間、保育園で、夕方の4時から、4時に迎えに来てくださいというのを聞きました。何やいうたら、防災の災害の訓練やと。また、4時に行けるお母さんはええわ。行けないお母さんがいはるわ。こういうようなこともやっぱり緊急、何か起こった場合のときに、やっぱり対応せないかんのやさかいに、何もなくなるときにそんな形だけの、正式な形だけの防災訓練やったら、これでは実際に駄目だと思います。そんなことも考えてやらんと、私はあかんのと違うかなと思います。

そういうようなことを踏まえて、ほんで、さっきの話じゃないけども、豊郷町は豊郷町で、昔は豊小で土のう袋とかAEDの体験をしたように思うんやわ。あと、いろんなことを体験しました。そういうようなのを1つやるべきかなと私は思いました。

あと、消防車を持ってきたりとか、防災関係機関のパネルをするとか、体験、展示コーナーとか、車に乗ったら地震が起こるような何かありますわな。ああいうようなもんを利用して、やはり町民一人ひとりに、やっぱり少しでも防災の観点からこういうような形で経験してもらおうということは大事なことだと思います。

ただ言葉だけで、マップを全区に配ったとか。さあ、それ、皆さん見てるか。わしは見てるけど、他の町民さんは実際それを見てるかなと思って。スマートフォンでいろんなことが出てくるやさかいに、便利になったんやけど、いざ、さあ、そういうようなことが起こったときに、体験したことと同じことが起こったときに、少しでも安全安心に避難できるようなことを、1つでもやっぱり、何らかの形でやればいいかな思う。

提案ですけども、やはり年に1回はそういうな、小規模でもよろしいで、小学校、中学校、高校、高校はないか。例えば、病院さんも参加してもらえれば、病

院の範囲の中で参加できるんやったら、ここだけは参加できますよとか、いろんな事情で協力してくれるんじゃないかと思う。それは日にちにも、またよりますけども、やっぱりそういうことも総合的に豊郷町の総合防災訓練という形で、そういうようなこともやはりこれから考えていく必要があるかと思えます。

うちは山はないでいいけども、川はありますさかいに。それから、地震は同じようにあるさかいに。うん。そんなことも緊張感を持ってやっぱりやっていかなければならないのかなと、私は思うので、その点についてもやっぱりお答え願いたいと思います。

先ほど、5番目の防災対策に向けての自治体の職員の訓練の状況ということをお聞きいたしました。自治体に向けての防災訓練の状況というのは、こういうようなものあるんやね、ほんで。調べさせてもろたけど。防災対策本部設置防災訓練とか参集の訓練、避難場所開設防災訓練、防災通信機器操作訓練、災害関連情報発信訓練、住民協力要請訓練。そういうのがありますわ。

今年は25日やったけど、コロナでできなかつたというのはよく分かります。けども、やはり母体となるのは、やはり豊郷町の全体本部長、伊藤町長。それを補佐するのが清水総務課長。あと、各課の課長が役割分担を持っておられるので、そんなことも含めて、どういうような形でやろうかと。ここがしっかりせんことには、指示を出すにしても、なかなか円滑な指示が出せなかった場合は具合悪いし。しかし、県は県でまた指示が出てくるやろし、それに従ってやるのはよく分かります。

しかし、実際何か起こったときには、やはり地元の市町村の、そこに座っておられる幹部らが、やっぱり汗をかいたらんことには。それでないと被害も少しでも少なくなると思うので。

そういうような点についても、もう一度、答弁願いたいと思います。

あとまた、保健福祉課の課長のとこやけども、やっぱり災害が終わってからの話やけども、やっぱり民生委員さん、その他の方々がやはりボランティアの応援で要請とかして、応援に来ていただけるんかなと思うんやけども。そういうようなときに、保健福祉課として、民生委員さんとかそれに関わっている方々の、そういう防災関係についての勉強会というか、何かされたことは。もし、しておられるんやったら、どういうことをやっておられるか。もし、できない、やってないというんやったら、これからこういうことをしようかなと思うのは、毎月毎月、やっぱり年に1回でええで、やっぱりそういうようなことも含めて対応していかんと駄目ではないのかなと私は思いますので、その点も踏まえて、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

小中学校の避難訓練につきましては、連絡があったのかということですが、総務の方には連絡はございません。防火管理者的にして、最後、消防に届けるというようなことはありますけども、役場の方へ連絡は義務づけておりませんもので、こちらには来ておりません。

あと、防災教育の実施等もご提案いただきました。その辺も、また、教育委員会等に言いまして、やっていただくようにして、また、協力が必要ならばさせていただきますと思います。

あと、保育園の16時に迎えに来るということなんですけど、やっぱりこれは災害いつ起こるか分かりませんので、事前に予告するのもいいのか悪いのかということもありますし。また、この16時に、もし万が一、急に言うて、本当に来れるのか来れへんのかということを知ること自体も訓練ではないかなというふうに思います。

あと、防災訓練のやり方についていろいろご提案いただきまして、例えば土のう袋を作ったりとか、AEDの体験、あとは消防車、起震車等の提案もいただきました。他の議員さんからも防災訓練、昔はそういうやり方、土のうを作ったりもやってた時代もありました。そういうことも提案というか、また、あれをやっではどうかというようなご質問を過去にいただいたこともございますので。また、年々、訓練内容については見直しをしながらやっておりますので、そういうなんを取り入れてやっていければというふうに思っております。

また、避難につきましては、町の方で入れました「結ネット」にも災害モードというのがございますので、また、避難訓練の場合にはそういうなんも使えるように、皆さんに普及していくようにというふうに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 要支援者台帳の整備についてですが、民生委員さんと区長さんの方に名簿を配付させていただくんですが、こちらの方は、更新を含めまして、年に2度配付させていただいています。

区長さんの方の配付については民生委員さんを通じての配付ということで、その際に、民生委員さんの定例会が毎月ございますので、そちらの方でご説明の

方をさせていただいております。

ただ、昨年度はコロナの関係で、昨年度、その前の年はコロナの関係で、定例会がなかなか開催できなかったこともありますので、今年度につきましては、ちょうどこの12月1日から3年の改選の時期でもございましたし、新民生委員さん体制になりましたので、この名簿についてのことや防災の関係につきましては学習の方をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 先ほどの繰り返しではないですけども、やはり災害はいつ起こるか分かりませんので、やっぱりそういうようなもんは、日頃の、やっぱり私らも、皆さんも全部含めての話ですけど、緊張感を持ってやらなあかんかなと思います。

今、さっきも言いましたけども、小学校も訓練をやるんやったら、訓練やりますというそういう総務課との、または教育委員会との連携。何月何日やりますさかいに、またこういうようなことで報告しますとか、やっぱりそういうことも1つのやり方やと思う。ただやっているだけで終わったとか、そういうようなもんじゃなしに、やっぱりそういうようなことも考えてやらなあかんのかなと思いますので、これからいろんなことが起こると思いますので、ここで、町長にも一言、答弁願いたいと思いますけども、豊郷町のこれからの総合訓練について、今までは、マイクで、水害ですよ、皆さん、避難してくださいよ言うて、吉田も寺と公民館へ避難したことがありますけど、やはりそういうようなことも必要やし、知ってるけども、やはり実際そういうようなことが起こったときに、どういように体験するかというのは大事なことです。

東北、広島、あそこらは本当にいろんなことで体験、私の汚い言葉で何やけども、痛い目に遭われましたわ。しかし、痛い目に遭わな分からんということもあると思うので。

やっぱりそういうようなことも含めて、こういうようなことができるだけ、安全安心に、けがも少なくなるような、そういうような方法も1つあるので、やっぱり町全体として、防災の関係について、どのように考えておられるか。最後、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

**伊藤町長**      それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

おっしゃるとおり、日々緊張感を持って万々に備えてやっていくのが行政の仕事です。特に、おっしゃるように、それぞれの連携がしっかりしてないと、やっぱり対応はできないという。それは災害に遭われた首長のそういう講演会等に出席しましたら、そういうことはしっかり言われておる。

それで、さっきおっしゃった、小学校、学校、各企業、そして、事業者との連携でどのように防災訓練ができるのか。前は中学校のグラウンドとか日栄小学校のグラウンドで、今年は日栄学区で一遍しっかり実施、体験をしようとか、そういう形のがされておりました。

最近はちょっと中央本部で一括して各地域でやっております。これも、先ほど総務課長がお答えしたように、やっぱり計画を取って、この年度は何をしようと、この年度は何をしようと、そういう形で、内部ではしっかり参集訓練を、去年、おとしですか、やりましたし、去年は、段ボールベッドの、避難時の、そういうのもやっております。

それもまた、地域の皆さん方にも、しっかりまた参加してもらったり、いろんな角度から計画をしながら、万々に備えていきたいと思っておりますので、いろんな点で、また、ご協力なり、また、お力添え賜りたいと思っておりますので、よろしく願います。

**河合議長**      次に、鈴木勉市君の質問を許します。

**鈴木議員**      議長。

**河合議長**      鈴木議員。

**鈴木議員**      それでは、一般質問をいたします。

まず、町長に、来年度も国保税の引下げを求めます。

今年度の国保税は、1人当たり平均で5,395円引き下げられました。来年度も今年度に引き続き、国保税の引下げを求めますが、次の点について明らかにされたい。

①県の動向も含め、来年度の国保税の見通しを。②直近の国保会計の基金、今年度末の見通しを。③国保の県統一化に向けた議論の進行状況を教えていただきたいと思っております。

2つ目、補聴器購入費助成事業のさらなる拡充を求めます。

補聴器購入に対する助成事業は、現状は豊郷町だけで行われており、町民の皆さんにも大変喜ばれていますが、さらに利用しやすいように拡充を求めますが、次の点について明らかにしていただきたい。

1つ、現在対象になっている非課税者は何人おられるのか。2つ目、対象者を

年収の150万円まで拡充することを提案しますが、回答を求めます。

3つ目、町民を交通事故から守る安全対策の強化を求めます。

本町でも、昨今交通事故が多く発生していますが、町民を交通事故から守り、安全なまちづくりを進めるために、本町における交通対策について、次の点を明らかにしていただきたいと思います。

1つは、昨年度ならびに直近までの交通事故の発生件数。2つ目は、それらの事故の特徴。例えば、多数発生している箇所などを明らかにしていただきたいと思います。

4点目は、農業関係の補助金返還を問います。

9月議会で、数年前に農業関係の補助金を受けたが、町から計算が違っていたということで返してほしいという大要の話があり、町に返したとの農家の方の声があり、調査を求めましたが、調査をしたいとの回答でありましたので、その結果がどうだったのかを明らかにしていただきたいと思います。

最後に、町長に問います。町有地のままになっている空き家、分譲地について問います。

9月議会で一部町有地になっている空き家があることが明らかになり、その対策を求めましたが、捉え方、隣地対策について検討する必要があるとの回答でしたが、その検討の結果どうなったのか、明らかにしていただきたいと思います。

2つ目は、同様に9月議会で分譲地が町有地のままになっているとの訴えがあり、12月議会までにその調査を求めましたが、その結果を明らかにしていただきたいと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木勉市議員の来年度も国保税の引下げを求めるのご質問にお答えいたします。

まず、県の動向も含め、来年度の国保税の見通しについてですが、仮係数に基づきます標準保険料率の仮算定の結果、医療費推計の伸び、被保険者推計の減、後期高齢者支援金の増加等によりまして、県全体の1人当たりの標準保険料は12万7,980円、令和4年度の1人当たりの標準保険料と比較して、1万7,187円増加しております。

また、本町の1人当たり標準保険料は、11万1,786円、令和4年度の1人当たり標準保険料と比較して、1万7,992円増加しております。これを受けて来年度の国保税については、県内保険料統一を見据えて、一定引き上げざるを得ないと考えております。

その上げ幅につきましては、現下の厳しい経済状況を考慮した上で、国民健康保険運用基金を活用しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

続いて2番目の、直近の国保特別会計の基金、今年度末の見通しについてですが、令和3年度決算時の基金残高が7,042万3,932円、今年度末の見通しについては、予算ベースの金額ではありますが、7,202万8,932円となる見込みでございます。

3番目の国保県統一化に向けた議論の進行状況については、現在、滋賀県として基準となる県内同一の標準保険料を定め、目指すべき方向性を決定し、各市町の保険税と標準保険料を比較し、市町保険税が標準保険料に収れんする推計を行うこととなっております。これを受けて、令和5年3月に第3期運営方針の骨子案が示される予定です。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木勉市議員のご質問にお答えさせていただきます。

私の方からは、補聴器購入助成事業のさらなる拡充をとということですが、①の現在対象になっている非課税者は何人かについてご質問ですが、税務課に確認したところ、非課税者は2,182人です。

本事業の申請対象者には、議員ご承知のとおり、4つの要件がございますので、対象者の把握は困難と考えております。

次に、②の対象者を年収150万円まで拡充についてですが、所得要件の変更については考えておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 8番、鈴木議員の町民を交通事故から守る安全対策の強化をのご質問についてお答えをします。

まず、①の交通事故発生状況ですが、昨年1月から12月までの発生件数は16件。今年1月から10月末までですけども、6件です。

昨年の10月と今年の10月までとで比較しますと、4件の減少ということになっております。

②の事故の特徴としましては、今年発生した6件中6件全てが交差点での事故で、類型別では、6件中、出会い頭が5件、路線別では、6件中5件が県道となり、第1当事者年齢としましては、19歳未満は1名、60代、70代はな

く、80代1名と少ない反面、20代と40代がそれぞれ3名ずつということで、最多となっております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の農業関係の補助金返還問題を問うについて、お答えをいたします。

9月議会において、鈴木議員から調査要望がありました。調査をした結果、質問内容に該当する案件として、平成30年度に起きた北海道胆振東部地震及び台風21号により被災した農地・農業施設等の災害復旧のための支援対策の補助事業において交付した補助金を返金してもらう案件がございました。

内容につきましては、ある農業者が台風21号にて被災されたパイプハウスの修繕の補助について、先に概算払いにて補助金を交付いたしました。実績報告の内容により精算をいたしましたところ、補助金の確定額が概算払いで支払った額に比べて減額となったことから、その差額分について返金を求めたものでございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の、町有地のままになっている空き家、分譲地などについて問うのご質問にお答えいたします。

①の検討の結果につきましては、土地は豊郷町名義になっていますが、建物については個人名義になっており、どのようにしていくかについては、現在も協議中です。

②の分譲地が町有地のままになっている土地についての調査結果につきましては、9月議会でご指摘のあった分譲地のみでした。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まずは国保税ですが、県の確定計数、標準係数でいくと、大体2つ指数を言われましたが、今年度に比べて1万7,000円から1万8,000円ぐらい増加していると。この状況でいくと、私は引下げを求めているんですが、来年度は引き上げざるを得ないという回答でした。

それから、県の国保統一化に向けてのいろいろ、近々運営方針が県から示され

るという回答でしたので、それは県の問題ですので、ここでは県の問題については言及することは差し控えたいと思いますが、去年の12月議会でも国保税の引下げを求めて、幾つかの例えば、引き下げるパターンを3つないし4つ提案をさせていただいたと思います。

その結果、今年度は、1人当たり平均で5,395円下がりました。引き下げていただいて、さらに、甲良町、日野町と本町の3町だけに残っていた資産割も廃止をされるというなど、一定の前進がありました。

ただ、先ほどの回答は、引き上げざるを得ないという回答でしたが、この昨今の、私も実感していますが、毎月毎月電気代が上がるし、灯油は上がる。何よりも生活必需品がこれだけ上がるという中で、大幅に値上がりして、この前はテレビ報道では、東京の消費者物価指数がおおよそ40年ぶりに値上がった。40年です。というようなことが報道をされていました。

詳しいことは言いませんが、もう事ほどさように町民の生活と暮らしが厳しくなっているというのは事実だと思うんですね。い今年度は国保料が下がって、町民の皆さんは大変喜ばれたわけですが、国保世帯の皆さんの生活の現状、年収等については、毎年これも明らかにしてきましたので今年度はあえて触れませんが、あえて触れませんが、もし来年、上がると、上げざるを得ないとなると、その影響は国保世帯を直撃するというものになります。

先ほどのお話では、基金が、毎年これも指摘していますが、7,200万から見込みで大方7,200万円前後あると。これ、国保世帯の1,000から1,200であれば、1人当たり5万ぐらいになるんですが。これがありますから、ぜひこの基金も活用して、最低でも引き上げざるを得ないという回答でしたが、来年度は値上げをせずに、最低でも現状を維持するという方向で検討を求めますが、回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもありましたとおり、東京の消費者物価指数の上昇であったりとか、例えば電気代の高騰、生活必需品の値上げ等々、経済状況が非常に厳しい状態というのは重々承知の方はしております。

現時点での仮算定での試算となりますが、令和4年度の税率を仮に据え置いた場合、令和5年度で約3,600万円基金を取り崩す必要がございます。現在の今年度末の予算ベースの見込みですが、約7,200万円ありますので、現時点で据え置いた場合は、全て基金の2分の1を使ってしまうこととなります。

今後、先ほども質問の方で申し上げましたけれども、医療費推計というのは、今後、どんどんどんどん右肩上がりです。国民健康保険の被保険者数というのは、その制度上、当然国民健康保険というのは、数は減っていております。なので、1人当たりが負担すべき保険料というのは、当然右肩上がりになっていくというのは、今後見えている状態でございます。

なので、最終的に県で統一する場合、現時点で、うちの町と県との標準保険で約1万6,000円、乖離の方がありますので、最終統一する場合は、現時点ではあくまでも見込みにはなるんですけども、県の標準保険料が、例えば、12万円として、うちの町が11万1,000円弱というふうに申し上げましたけど、1万6,000円のギャップを埋めにいく作業を、今後数年間で行う必要があると。

当然、そのギャップが、毎年度毎年度、国民健康保険の県のやつは上がっていく、そこにうちの町を合わせに行くとなると、最終的にどこかのタイミング、例えば今年度、基金を半分使って据え置いても、後年度で、どこかのタイミングで、1年間で1万円ぐらい保険税を上げざるを得ないというタイミングをどこかで来るとというのは、現時点でも見えておりますので、できることであれば、どこまで上げるのか、据え置くのも1つの案かとは思いますが、どこのタイミングで基金をどれだけ活用して、最終的には標準保険に近づけていくという作業をどこかでやらざるを得ないというのはありますので、その最終的な県の統一が現時点では令和6年度以降の早い時期というふうに言われておりますので、いつ、その標準保険料と各市町の保険料が統一するというのは、まだ明確にはなっておりませんが、そこに向けて最終的に段階的に基金を活用していくというのも当然必要となってくるようになっておりますので、今年度で基金の2分の1を使ってしまうと、今後の上げ幅がかなり厳しくなるというふうな認識の方もしております。

そこも、当然現状の厳しい経済情勢というのも重々承知の方はしておりますので、どこかのタイミングで上げざるを得ないので、どのタイミングで上げるかというのはもう少し検討して、確定係数が12月末に示されますので、確定係数が示されるまでに、ある程度シミュレーションを行って、確定係数が出た段階でもう少し細かいところまで詰めていきたいなと現時点では考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 いや、次、行きます。

河合議長 はい。次、行ってください。

鈴木議員 補聴器の問題ですが、非課税者が2,182人という回答でした。これを、例

えば本町の人口、この11月現在で約7,200人です。賦課対象というか、課税対象者を6割として4,300人。7割としても5,000人なんです。そうしますと、2,182の方が非課税者だとすると、大方50%から45%、半分の方が非課税者だということになるんですね、この数字から言えば。

先ほど、国保のところで申し上げましたが、つまり、これが本町の町民の経済状況なんです。課税対象者の半分が非課税者だと。これが町民の皆さんの実態だということです。

この補聴器等の意義については、2019年9月議会で述べましたので、繰り返しません。要は、人として、人間としてどう生きていくかという社会参加の問題なんです。2020年度からこの制度が県下で先駆けて実施をされ、要件も当初は非課税世帯だったのが、非課税者に、今、2022年、緩和された。

今回補正で、問合せがあつて6人分追加をしていると。つまり、町民の中に広がっているわけですね、こういう制度。ですから、私は、その対象を、例えば、2,182人から年収150万まで広げたらどうかということを提案しました。

年収150万というのは、年金でほぼ月額12万なんです。12万から介護保険とかいろいろ引かれると、ほぼ月額10万。補聴器、安いもので10万。チラシに載っている安売りを買っても5万。これではなかなかこの手が補聴器に出しにくいと。

それでも、上限額が2万5,000円あれば違うと思います。私が調べましたら、150万に対象を拡大しても、大方300人ほどの方がこの対象で増えます、大方。この事業は上限2万5,000円ですが、仮に、対象者を150万円まで拡大しても、利用者が50人になっても125万円のできる、皆さんに喜ばれる事業なんですよ、予算的に言えば。

だから、ぜひ、当面150万円まで拡大をしていただきたいと思います、答弁をお願いしたいと思います。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この事業につきましては令和2年度から始まりまして、令和2年につきましては2件、令和3年につきましては6件、令和4年、今年度につきましては既に10件の方が、10の方が申請いただいております、さらに問合せが6件来ております。

徐々に、この制度、広まってきているのかなという思いを実感しておりますの

で、引き続きまして、この所得要件のままで継続をさせていただきますして、周知に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 町長に質問。町長、ぜひ、政治判断をしていただいて、このくらいできまして、これくらい喜ばれている制度はないわけですから、ぜひ検討をお願いしたいですが、答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

それぞれ焦点を当てると、いろんなところで、そういう制度をつくっていかなければならないというのは重々分かりますけれども、行政としては、いろんな角度から考えてやっていかななければならないということもありますので、その点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 はい。交通対策ですが、6件で、交差点で出会い頭の事故で6分の5が県道という状況だということは分かりました。

私たちの周りでも、事故の話はよく聞かって、この話は聞かない日がないというくらいですが、事故は県道でということでしたが、町民の皆さんを交通事故から守るということで、ちょっと3点ほど、3か所ほど検討していただきたいということをお願いしたい。

1つは、中山道の枝から愛荘に抜ける信号までの道路です。お寺の付近から微妙にカーブをしまして、見にくいんですね。カーブが終わる頃にちょうど30キロ制限の標識があるんですが、これも今、草があって見にくいんです。

この周辺の住民の方から、この道路を、朝夕スピードを上げて走る車があって非常に困っていると。何かそれを制限する方法がないかという相談がありましたね。駐在所の方に話を持ちかけましたら、取締りをするなど、何らかの対応をしたいという回答をいただいて、役場の方にも連絡をしてあるのでということでしたので、ちょっとよく分からないんですが、ぜひ、町としても対応をお願いしたいというのが1件。

2点目は、吉田の入り口から愛荘へ抜ける道です。道の回り方が最近変わったんです。私もこの道よく走るんですが、カーブになっていて、車線が曲がって

て、なかなかきちっと車線通り止まれない、どの車もちょっとはみ出してしまいうんですよ、現状はね。応急処置のような道になっていますが、この道の改善は、これからどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと。

3点目は、八目地先の近江鉄道の踏切です。ここがなかなか最近怖いんです。一旦停止をしない車が非常に多い。私が自分の家から、こっちから見ても、ああ、あの車、止まらへんかなと思ったら、半分ぐらい止まりません。近江鉄道が、電車が来ないという先入観があるんだと思いますが、こちらが危ないと思って一度止まらないと、なかなか危ないと思うんですが。ぜひ一度、警察とも相談をしていただいて、何らかの交通取締りを行っていただきたいと思うんですが、回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃっていただきました中山道の件については、駐在さんがもう取締りというか、対応されるということで、こちらでも何らか協力をしていきたいと思っています。

また、八目の近江鉄道の踏切の件ですけども、そういうご意見があるということで、また警察の方には伝えまして、警察の方で必要とあれば、取締りの強化をされるかなというふうに考えております。

あと、道路そのものの改修につきましては、この後、地域整備課長の方からお答えをさせていただきます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、1番の中山道の千樹寺辺りからのカーブになっているところなんですけども、あそこにつきましては、今年度、水路工事が入る予定しておりまして、その工事の後に外側線を引くんですけども、その外側線を引くのを警察と協議をしていこうと思っています。

それはなぜかといいますと、あそこを調べると、既にもう30キロ規制区域になっております。なので、先ほど30キロが草に覆われて見えないということもありますので、どうにか外側線を狭めて、スピード出る車を抑えられればなというふうに、警察と協議をしております。

あと、中山道、高野瀬の辺りもカーブになって、ところどころカーブになっているんですけども、千樹寺の辺りにつきましては道路鉾が設置できればなど、今ちょっと考えているところもございます。

次に、2番目にお話しされました吉田の花壇付近の交差点なんですけども、こちらにつきましては令和2年の7月と聞いてますけども、吉田区長から交差点の改良について要望があって、滋賀県と協議をされております。

あそこの部分は、道路管理者が滋賀県となっておりますので、滋賀県と地元と協議された結果、今の道路の構成というのは出入口は90度にしななければならないという決まりがありますので、今まででしたら、すぐ斜めにこう行ってたのを、90度にした方が安全ですよということで、お互い合意されたので、今そのような形になっております。今は仮設的に設置してありますけども、今後は安全対策をしっかりとやるというふうに聞いております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 一点だけ。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 吉田から愛荘に抜けるあれ、今、仮設状況だということですね。最終的にはどういうようになる計画なんですか。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

今は黄色い、水を入れるタンクとかでやっているんですけども、それを安全柵、茶色のやつとか、よくある防護柵みたいな感じの安全柵を設ける予定ということを知っています。

河合議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 次に、農業問題ですが、この事業、午前の質疑でもさせていただきましたが、平成30年度の事業やと。もう今、令和4年度ですからね。平成30年度の事業で、令和元年度に概算払いをしたと。それがなぜか令和4年度、今年に入って25万1,000円返してもらったと。その分を先ほどの補正で雑入で上げたのがその分だと。こういうことですよ。

幾つか、まずそれを確認しておいて、質問をさせていただきますが、今回概算払いで返還されたのが、30年度事業と。なぜ今までかかったのか。令和4年ですよ、今年。もう4年たっている。なぜ今になって返還されたのか。

この方からいろいろ聞きましたけど、記憶が曖昧なところもありますから、全てそれが正しいとは思いませんが、なぜ今になって返還されたのか。まず、これを説明してください。なぜ今になったのか。

それから2つ目は、この事業が終わってからもう5年たっているわけですよ。事業が終わってから。これ今までどういう対応をされてきたんですか。何年も放置してきたのかね。そこが不思議でならない。まず、2つ目は、事業が終わってからもう5年になりますから、どういう対応をされてきたのか、説明をお願いいたします。

3つ目は、よろしいですか。回答、概算払いということでした。町の財務規則第6条、概算払いの第1項、概算払いの方法による支出の命令を発するときは支出負担行為を作成しなければならないと規定されていますね。当然のことなんです。

相談あった方の話では、記憶が正しければという前提になる、そういうことで聞いていただきたいと思いますと思いますが、100万円ほど町から補助を受けたと。これは正しいかどうかちょっと、あくまでもその方の記憶ですから、いうことでした。

質疑でも言いましたが、この事業について私は、平成30年度の12月議会で、何が助成の対象になって、何が助成の対象にならないのかの質疑を実はさせていただいたんです。

その中では、国の助成金の額は、助成対象経費から支払共済基金及び地方の支援金措置を控除して得た額を上限とするようになってたんです。確認したいんですが、支出伺いでは何を積み上げて幾らになったのか。これを明らかにしてください。課長、よろしいですか。ちょっとメモっておられるので、時間かかる。

つまり、何を積み上げて、何してって、これは対象になるのか、ならないのかで質疑して回答をもらってるんです。その結果、何を積み上げて、例えば、この方、100万ぐらいになったのかね。

令和元年に概算払いをされたということですが、この令和元年の概算払いをされたのは、いつなんですか。概算払いをした日付。支出負担行為には日付が載っていますからね、当然。この日付を明らかにしてください。

4点目です。財務規則第4項では、概算払いをした経費についてはその目的達成後、速やかに精算の手続をさせ、つまり、補助をした人、に精算の手続をさせ、精算書を作成し、会計管理者に送付し、残金がある場合。この場合、残金25

万1,000円だったわけですが、残金がある場合は、直ちに戻入の手続をしなければならぬ、こう規定されているんです。これが4年間されていなかったわけですよ。そういうことでしょう、事実としてね。

つまり、目的が達成した後は、当事者に精算の手続をさせ、精算書を作成しなきゃならないとなってるんですが、じゃ、この精算書を作成したのはいつですか。

これ財務規則通りだと、精算書を作成しなければならぬとなっていますから、いつ精算書を作成したのか。その日付と精算、どういう精算であったのか。この方の記憶が間違っていなければ、100万で25万1,000円返したのであれば、74万9,000円支払ったということになる。それが4点目です。

5点目は、今年、担当課長が交代をされているわけですが、本町の事務の執行については、豊郷町役場処理規則というふうに定められています。その第63条には、担当事務に変更があった場合は、前任者は速やかに文書または口頭で後任者に事務を引継ぎ、その旨を所属長に報告しなければならぬと規定されてるんですが、この問題、どういう引継ぎがあったのかね。文書引継ぎだったのか、口頭で引継ぎだったのか。公金がまだ処理をされていなかったという重大な問題ですが、口頭にしろ、文書にしろ、その引継ぎの中にこの問題が未処理であったという引継ぎ事項があったのかどうか、明らかにしていただきたいと思いません。

以上、5点です。

産業振興課長

議長。

河合議長

岡村産業振興課長。

産業振興課長

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のなぜ今かということなんですけれども、実際のところ、鈴木議員の9月議会でのご質問がありました。決算等で調べてた中で、ある程度、存在というか、未済金があるというのは知っておったんですけれども、その点についてご質問されて、ご本人の方と前任者と確認して、本人の方に確認に行ったところ、まだ支払われてないということで、至急に支払っていただきたいということで、支払っていただいたことをございます。

2番目の、今までどのような対応をしてきたかということなんですけれども、令和元年の事業でありまして、平成30年度の予算で、令和元年度の方に支払いをさせていただいております。

実際、概算払いを申請されましたのが、令和元年の11月27日でございます。

町の方から、本人様に概算払いのお金を振り込みさせていただきましたのが、令和元年の12月の25日でございます。

それで、本人様から実績報告の提出がありましたのが、令和2年の3月の19日でございます。ですので、その時点で確定をさせていただいた。令和2年度につきましては、ちょうどコロナ禍でもございまして、すぐには返金できないということでもございました。

令和2年度、3年度で雑入にて予算の方は計上しておりましたが、未済となっていたということでもあります。

5番目の引継ぎについてですけれども、ちょっと私の方もちょっと曖昧でございます。口頭等であったのかもしれないんですけども、実際のところ、9月の決算時に未済があるということに気づいたということでもございます。

以上です。

河合議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 つまり、簡単に言えば、私が議会で取り上げて、どういうことだったんやということで、本人に確認してこれが分かったということでしょう。突き詰めて言えば、突き詰めて言えばですよ。それはにわかになんかちょっと信じ難いです。

ですので、幾つか申し上げました、概算払いの支出負担行為とか、精算書等の書類をぜひ、委員会で結構ですので、それは書類として提出していただきたい。

それから、もう令和2年でその精算払いをしたって、それまた今年に、今年度までなかったと。それから、記憶が曖昧であったと。これね、この問題は、町で、例えば、そのときに議論したやつ、これを読みますとね、この事業は平成30年度には終了することとなっているんですよ。通常、終了することというのは、お金の支払いも含めて終了なんですよ、通常は。今の話だと、平成30年度に事業が終わって、その精算が令和2年度なんて、これ要綱に違反しているんです。こんなことはあり得へんです。そういう事務処理は。うちの財務規則に従っても。財務規則違反になりませんか。

これはやっぱり、私は町職員の仕事の在り方、行政と町民の信頼関係をどう確立していくかという重大な問題なんですね。

こういう公金の処理に関わることにもかかわらず、その事務引継が曖昧であったと。これは受け入れることが容認できません。

9月議会で同じように、農地利用効率化事業問題で質問しました。そのときも同じ回答なんです。引継ぎについては口頭で伝えているということでしたが、お互いに記憶が曖昧で、この事業についての文書の引継ぎがありませんでした。

今回、9月議会も記憶が曖昧。今回も記憶が曖昧。これは、分かりましたで済

まされる問題ではありません。しかも、今回は公金の処理に関わる問題でしょう。この財源は一般財源でしたよ、確かね。町民の皆さんの税金ですよ。じゃなかったですか。じゃ、それは訂正します。

少なくとも公金の処理がされていなかったのは事実でしょう。今の回答だと。違うなら違うで、また委員会で言ってくれたらよろしいねんけど。先ほどから回答が、それはまたいいですけど。取りあえずは、岡村課長の回答で行くとそのままになってしまうという答弁をしてるんでね。それはまた違ったら、課内でやっておいてください。これ、私の問題ではないので。もうこれ、一般通告書を出してるわけですから。この内部協議の問題ですから、それを私の方には言わないでください。それは内部で協議してください。

最後ですが、やっぱり町職員の姿勢が、住民と行政との信頼関係がこのままでは欠如すると。これは重大な問題だと思うんです。信頼される農政の確立に向けて、今回の事案の反省と決意を、今の担当課長ならびに町長に答弁を求めておきたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

本当に事務の引継ぎというのは、基本の基本です。絶えずあれも、書類で引き継ぐということになっております。それがやはり仕事の忙しさのあまりか、そういう形に形骸化したというのは、これはもう、今現在、議員の質問で明らかになったわけですので、しっかりこれ、書面で引継ぎ、もろもろの課題については箇条書にすると。これはもう当然なことですので、肝に銘じて行政事務の執行に当たってまいりたい。このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 再質問ありますか。

鈴木議員 いえ、結構です。最後の問題、行きます。

河合議長 次の再質問ですよ。

鈴木議員 えっ。

河合議長 次も再質問ですよ。

鈴木議員 いや、最後に。

河合議長 再々終わったから、次の質問、再質問ですって。

鈴木議員 ああ、ごめんなさい。ごめんなさい。ありがとう、すいません。申し訳ないです。

回答は、今も検討中だということでしたよね。じゃ、お聞きしますが、何につ

いてどのように、具体的にどのような検討をしているのか、教えていただきたいと思います。

結局、検討中だということは、町は何もしないということでしょう。検討中だということは。9月議会でも、私が質問したのは、これまでの経過やいきさつはいきさつとして、現実の一部町有地になっている空き家があるわけだから、その空き家が町民に被害を及ぼす可能性があるわけだから。今年も例えば、大雪が降ったらどうするのか、雪害が発生したらどうするのか。

だから、検討中ということは何もしないということですから、なぜ何もできないのか、何もしないのか。その理由を、説明をお願いしたい。

それから、9月議会でも提案しましたが、2015年に制定された空家対策特別措置法では、特定空家に指定すれば自治体を取り壊すことができるとなっていますね。特定空家の指定要件は4つほどありますが、大まかに言えば、放置しておくとおそれがあると。それから、2つ目は、衛生上有害な可能性があって、周辺に悪影響を与えるおそれがある。こういう空き家は、特定空家に指定することができるとなっていますよね。これまさに指摘している物件はこれに当てはまるんですが、本町ではまだ特定空家に指定した物件はないようですが、もう思い切って特定空家に指定をして、何らかの処置をしないでずっと持ち越したままになると思います。

それは9月議会で少し提案しましたので、今回もう一度提案しますが、どうでしょうか。

それから、当面の対策についても答弁は差し控えたいということでした。つまり、何もしないということなんです。

それでは、お聞きしますが、何もせずに被害が発生したときは、どうされるんですか。その空き家が一部町有地であることを町は認識しているわけですから、これは、事故が起こったら、町の重大な過失責任が問われることになります。これは重大な問題です。

その場合、誰が責任を取るんですか。担当課長ですか、町長ですか。結局、損害賠償するのは、町の一般財源を持ち出されるんですよ。これはっきりしてください。

最後にします。次の、分譲地で町有地になっているところについてですが、もうこれ、分譲地の事業が終わってから既に20年から30年もたっていますから、民法の善意の占有、町有地になっていることを知らなかったという場合でも10年。悪意の占有、町有地であることを知っていた場合でも、20年すれば、もう占有が民法上成立をしている、これは。もういろいろ問題がありますが、固

定資産の問題もありますけども、これはもう対象者の方に十分に説明をして、名義を変更してもらうという手続をする以外、この問題を解決する手だてはないと思うんですが、いかがでしょうか。

企画振興課長 はい。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、今、この件について、どのような検討をされたかということなんですが、まず、特定空家で処理をしたらということ。僕は、空き家という捉え方で考えた場合に、もしこの建物が立ち退きとして町が買い上げてたとしたら、町が所有しているものになると思うんです。町が町の建物に対して、この特定空家に認定するとか、この指導勧告命令、特定空家になったらそういうものをして、行政代執行なりが今後行われることになると思うんですが、町が町のものに対してそういうことを行うということ自体が、僕はあり得ないと思うので、今、こういうことができないので、検討しているというふうに答えさせてもらっています。

あと、誰が責任をとということなんですけども、もちろん町が責任を取ることになると思います。

あと、分譲地の土地が町有地になっている件で、占有なりで、その方に名義が移るということなんですけども。ただ、議員言っててくれはるように、分譲地ができてもう数十年たっている中で、この土地に対して当然この土地が自分のものになってないという期間もその期間あるということで、そこがどういうふうな問題があったかというのも、今後、調査する必要があると思いますので、今後の名義変更等につきましては、まだまだ検討の余地があると思っていますので、以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 じゃ、課長の答弁でいけば、簡単じゃないですか。町のを町が解体して、特定空家に指定することができないんだとすれば、町のものだという認識やったら、町が解体すればいいだけじゃないですか。何でそれができへんのですか。私は、一部町有地だから難しいかなと思って質問してるんです。

そやけど、課長は、町有地やから、町有地を町のを特定空家にするのはおかしい、できないとおっしゃる。ほんなら、むしろ簡単じゃないですか。町のものやという認識やったら、町が解体すればいいだけ。何でそれができない。

課長の答弁、そのまま行けばそうなりますよ。これもう一度、町長でもいいで

すけど、そういう認識だったら、さっきあった火事の後始末と一緒にすけどね。きちっと、そういう認識やったら、すぐこれ対応できるんじゃないですか。私は、むしろ難しいかなと思って質問したけど、町のものやというなら。これは、ぜひやってくださいよ。そういう認識だったら。そういう認識だったらですよ。

それから、どうしてもそれができへんというんだったら、それができない理由をやっぱり聞きたい。今の回答だったら、できるじゃないですか。

もう1つ、この分譲地で自分の名義になっている問題ですが、これはもうねえ、対象の方に説明をして、これはもうこういうことでしたと、頭を下げてお願いして、十分合意を取っていくという、これしか解決方法はないですよ、足を運んで。ぜひそういうことをしていただきたいと思いますが、回答をお願いします。

企画振興課長 はい。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、この町のものやったら何で町でせえへんのかということだと思っんですけども、そこの部分で、先ほども初めに答弁申し上げたとおり、建物の所有者はまだ個人名義になっているという点がありますので、町が町の空き家として捉えた場合に、もし、買い上げてたら、これは本来、町になっているはずなんやけども、ここは町になってないという点とかが不明な点がたくさんありますので、ちょっと今すぐ町の方で対応しかねる部分があるということをおっしゃいます。

そして、2のその分譲地が町有地のままになっている件で、本人さん、今の所有者の方と協議してということですので、この点についても、正直、何で今そうなっているかというのが解明されていないのが事実であって。ですので、今の、本人さんとの話についても、もうちょっと、本人との聞き取り等を行って、ちょっと進めてまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 5分間、暫時休憩をいたします。

(午後3時05分 休憩)

---

(午後3時13分 再開)

河合議長 それでは、再開をいたします。

一般質問を続けます。高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員      それでは、私、一問一答で聞かせていただきます。

まず、町長に、彦愛犬広域ごみ処理整備計画の変更検討に係る町の捉え方をお伺いします。

1つには、ごみ処理方法の変更が今提案されていますが、なぜ今検討することになったのか、答弁を求めます。

2つ目、焼却方式とトンネルコンポスト方式のそれぞれメリット、デメリットについての見解を求めます。

3つ目、豊郷町のごみ減量・資源化の取組強化は必須です。具体的に何を取り組むのかを答弁してください。

住民生活課長      議長。

河合議長      辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長      それでは、高橋議員の彦愛犬広域ごみ処理整備計画変更検討に係る町の捉え方を問うのご質問についてお答えします。

①ごみ処理方法の変更をなぜ今検討するのかについてでございますが、今回トンネルコンポスト方式の検討を進める理由としては、近年の地球規模での気候変動が問題視され、その要因とされる温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出量を削減することが、この圏域においても取り組む課題となってきたからでございます。

また、近年の建設資材等の高騰で建設費が高騰することも懸念されることから、二酸化炭素排出量の削減が期待でき、また、整備費用削減の可能性のあるトンネルコンポスト方式の検討をするということでございます。

②の焼却方式とトンネルコンポスト方式のそれぞれメリット、デメリットについて見解をでございますが、まず、焼却方式のメリットとしましては、ごみの安定的な処理が確保でき、熱エネルギーとして回収することができます。デメリットとしましては、熱焼却処理に伴い、二酸化炭素が排出されます。

一方トンネルコンポスト方式の現時点で想定されるメリットは、ごみを焼却しないため、二酸化炭素の排出が抑制でき、精製した固形燃料は化石燃料の代替として利用できます。デメリットとしましては、ごみ処理後の固形燃料の引取り先の安定的な確保や、発酵に際し臭気への対策が考えられると聞いております。

③の豊郷町のごみ減量資源化の取組の強化は必須であるが、具体的に何を取り組むのか答弁をでございますが、町としましては、生ごみ堆肥化事業のさらなる拡充を進めたいと考えております。

ごみの資源化につきましては、できる限りリサイクルしていただけるよう、さらなる啓発を行っていき、また、新ごみ処理施設稼働に向けてプラスチックごみ

の分別がスムーズに行えるよう、町民の皆様へ啓発を進めていきたいと考えております。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、今変更に至った経緯というものが2点示されました。そこで、お聞きしますけれども、私たちのこの場所にいらっしゃる方の中で、管理者会議に参加しておられるのは町長。そして、担当課の会議があると思います。で、広域の議会等がありますけれども。その中で、管理者会が9月29日に大きく事が動いたという感じの全協での説明がありましたけれども、その管理者会では、どのような意見が交わされたのか。そして、私たちの町の代表として、町長はどのような発言をなさったのか。これをお伺いします。

そして、町長とか、それから担当の課との情報交換の具合はいかがでしょうか。

そしてまた、8月8日、9日に、このトンネルコンポストの現場を見に行かれたその感想を、全協でもある程度お聞きしましたけれども、もっと町民に対して、ああ、なるほどなとか、分かるような説明をお願いしたいと思います。

そして、今現時点、そこを見に行くという予算が通ったというところまでです。同時並行で、焼却の方の発想もまだ捨ててはおられませんので、290億になるかもしれないというような数値も傍聴して聞いていまして、もうびっくりしたんですけれども、財政担当としては、私たちの町はどのぐらいの負担を、現時点で分かっている数値で負担をすることになるのか、焼却の場合ですよ。それを教えてください。

生ごみを率先して堆肥化して、肥料化して、豊郷は今この界限でもええことやってるなということで、皆さんに褒めていただいています。その中で農家に。畑とか田んぼを持っている方は、よくコンポストによる自家の処置をなさっている方が多いんですけれども、この補助金というのは1回きりというので、私も本当、老朽化してぼろぼろになると買い換えているんですけども、これをもっと増やす、希望者にはコンポストを戸数を増やして腐葉土を作るとか、肥料を作って有効利用する、そういう提案を町民にしたらいかがかということも提案したいんです。

そして、新興住宅地、うんと増えていますけれども、もっともっと啓蒙をして、グループを組んでいただけませんかとか、そういう提案をしていく時期かなと思います。これについても、ごみ減量に取り組む町として、もっと積極的にやっ

たらどうかと思います。

そして、プラスチックは、今までどおり、ちゃんとやっていくという方向性を示していただけましたけれども、その点で、私も経験があるんですけども、40年ほど前は、まだその頃、婦人会というのがありましたので、公民館別で3Rとは何かとか、何がどのようにリサイクルできるのかとか、実演を込めた、そういう啓蒙もあったんです。

しかし、リバーズになってしまったから、もうほとんどが一緒くたになってしまったんですけども、もう一度、あの時代のように、リサイクルについての学習会を町として取り組むことを提案するものです。

また、豊郷の肥料によって野菜やら花やら育てている人たちの動きを、もっとこう、有機農法をやっている、それによって育てられた野菜ですとかいう、何とか、コマースナルを町としてやっていったら、ごみに関する皆さんの関心がうんと広がるんじゃないかなと思うんですけども、取りあえず、それをお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、高橋直子議員の一般質問にお答えいたします。再質問ですね。

9月の29日の日、どういう内容やったか。現地研修に行って、そういうトンネルコンポスト方式でできるんやったら、一遍本当にこの圏域のごみ量において、できるのか、でけんのか。それを検証する必要があるのではないかと。そういう形に意見でなったわけです。

それとともに、第2オピニオン形式で、できたらやったらええ。そしてまた、焼却方式の方についても、全協でも説明しましたように、1つの入札に対する牽制にもなると。そういうものでございます。

8月8日に行った内容についてですけども、それも全協で説明したとおりです。きれいなところで、ごみの量がえらい入ってくるのが少ないなど。それと、投入口の臭いがしてないな等々であります。

ただ心配しますのが、何で計画されてた視察が、議員さんの一方的に、これは、双方とで協議して決まったのが一方的に中止になったのか。ちょっと不思議でなりません。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

**高橋議員** 今、まず、ある議員さんの何かがあって、発言とかがあって中止になったというのは、私、初めて聞いたんですけども、もう少しその辺は詳しく教えていただけませんか。

本当に予算まで組まれて、いざというときに、そういう発言を聞くと、一枚岩になってそこを見学しようという機運は高まっていないんですか。

そして、管理者会の様子ですけども、このトンネルコンポストについて、もう1つ乗り気じゃないとか、やっぱり焼却の方でやるべきじゃないとかいう意見は全くなくて、管理者会は同じ方向を向いているのかどうかを教えてください。

そして、財政上のことを、私、本当に心配するんですけど。当初は200億と言われて、250という数字も出てきて、傍聴していましたら290億など、本当に信じられないような費用の額がどんどん上がっていくんですけども、それぞれ200億の場合、250億の場合、290になった場合、私たちの町はどのぐらいの分配を言われるのか。これだけ持ってくださいという資金などのきつと検討をしておられると思いますので、お願いします。

そして、後で答えていただけるのかなと思ったんですけど、住民説明会とか、とにかくごみに対して勉強するとか、減量を学ぶなどの提案というのは考えておられるのか、ぜひ考えてほしいんですけども、見解を求めます。

それと、宅地造成、またまたどんどん進んでいますので、町民になっていただいた方には、こういう事業をやっていますという啓蒙と、ぜひグループを組んでやってみませんかとか、そういう啓蒙活動をどんどんやるべきかと思うんですけども、これも答えがなかったように思いますので、答弁を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、再々質問にお答えします。

中止になった理由。議員さん、傍聴に来られてて、内容を聞かれなかったんですか。先方の方が、ちょっと来ていただけんと言うて、全部視察はお断りで、これで、広域行政組合の議員さんの視察がちょっとできないということです。しっかり聞いておられたんと違いますの。

それと、方向性ですけども、方向性は同じです。安ければ安けれ。それから、安心して処理ができれば、みんな、それに越したことはないんですから、方向性は同じです。

それと、290億というのは、愛荘町の竹原で概算で出た200億があります。それで、今現在は、しっかりともう一遍積算するようと言うて、今、金額をコ

ンサルにたたかせている状況でありますので、その点ご理解、よろしくお願いたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 新興住宅地等への啓発等に関しましても、今年度、随時、またどんどん啓発の方を行っていきたいと思っております。

学習会の方も、廃棄物減量推進委員会等で行ったりとかいうことも考えておりますので、どんどん啓発の方は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

河合議長 次の質問へ行ってください。

高橋議員 続きまして、切れ目のない子育て支援の町になるために、希望する子どもが全員入所できる手だてを打つことが求められています。そのために、保育園、学童保育での待機児解消に向けての答弁を求めるものです。

1つ目が、現時点で分かる範囲の報告を求めます。年齢、学年別の申込み数と定数の関係です。

2つ目、幼稚園での預かり保育のアンケート結果は、在宅で育てておられる方にもアンケートを実施したのかを含めて、報告を求めます。

3つ目、学童保育料の無償化をやっている自治体が出てきました。その実施は考えていませんか。

4つ目、学童保育に関する保護者向けアンケートは、平成28年度に取ったものだということが分かりました。随分日がたっています。現在の保護者にも取るべきではありませんか。

5つ目、保育士、学童支援員の待遇改善は進んでいるのでしょうか。特に、ケア労働者の中で、非正規職員のワーキングプア状態の改善が求められています。私たちの町として、どのような取組をしておられるか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の切れ目のない子育て支援の町になるためにのご質問についてお答えします。

1つ目の、現時点で分かる範囲の報告をについてですが、令和4年11月11日現在で申し上げます。愛里保育園、定数80人に対し、83人の申込みがありました。内訳を申し上げます。0歳児5人、1歳児14人、2歳児16人、3歳児11人、4歳児21人、5歳児16人です。

引き続きまして、崇徳保育園です。定数80人に対し、88人の申込みがあり

ました。0歳児8人、1歳児8人、2歳児14人、3歳児17人、4歳児23人、5歳児18人です。

引き続きまして、放課後児童クラブです。定員はそれぞれ40人となっています。通年利用者の内訳を申し上げます。豊郷小学校にこにこクラブ、1年生18人、2年生12人、3年生11人、4年生13人、5年生0人、6年生1人の合計55人です。

引き続き、日栄小学校ひまわりクラブです。1年生11人、2年生14人、3年生17人、4年生4人、5年生1人、6年生0人の合計47人です。

2つ目の幼稚園での預かり保育のアンケート結果についてですが、11月初旬にアンケート結果を保護者宛てに通知しております。

3つ目の学童保育料の無償化の実施についてですが、現段階では、無償化は考えておりません。

4つ目の学童保育に関するアンケートを現在の保護者にも取るべきではないかについてですが、豊郷町子ども・子育て陽だまりプランを策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としております。

今後、本町における人口や保育ニーズの動向など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を捉えながら、計画を策定する必要があるため、その際に必要と思われる方法を考えてまいります。

5つ目の、保育士、学童支援員の待遇改善は進んだのかについてですが、豊郷町会計年度任用職員の給与に関する規則に基づき、適正に行っております。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今発表していただいた数値を見る限り、やはり定員をオーバーしているという結果になっています。これはどのような扱いになって、また、入れないお子さんが出てくる可能性が見えてきましたけれども、これを何とかしないと駄目ですよね。町として、我慢してくださいという不承認通知というのを来年度も出してしまおうのでしょうか。それとも、何とか入れるように工夫をする。そういうことも考えておられるのかどうか、どういうことを考えておられるのかを教えてください。

預かり保育については、保護者には通知なさったかもしれませんが、しかし、在宅で子どもを見ておられる親御さん、いらっしゃるわけですよね。来年は入れよ

うかなど。そういう方々の声というのを反映する何か工夫をなさっていますか、これで。

そして、通知を送っただけでは、私の問いに答えておられません。どのような結果だったかというのを詳しく説明してください。

そして、幼稚園、保育園等の無償化は進んでいます。その中に学童保育も入れていく、本当にずっと12歳まで保育を受けられる。そういう環境をつくる時代になってきていると思うんですけども、今後、今までは検討していませんということでしたけれども、今後、検討の余地は残っているのかどうか。そして、そういう自治体の例を学ぶ気持ちがあるのかどうかを教えてください。

学童保育についての本当にニーズというのをつかむのは大事だと思うんです。これも先ほど答えがありませんでした。28年度に取った結果というのは、この子育てプランに載っていますよね。でも、それも回答者は少ない。少ない中で一部あったんでしょう、学校の中のがいいとか、あれで満足しているという方もいらっしゃるんだと思うんですけども、今のこの待機児がたくさん出ている状況にあって、それを何とかするための手だては必要だと思います。保護者のニーズ、しっかりつかむためにアンケートを取る、そういうことを提案するものですけども、いかがでしょうか。

そして、子どもの数もここに載っています、想定する人数というのがね。それも今の実態と本当にずれてます。私、9月議会でもご紹介しましたけれども、日栄小、豊郷小学校を改築するかしないかの論争のときに、ちゃんと教育委員会は長いスパンで、このぐらいの子どもの数になりますよというのをちゃんと出しておられます。だから、調べようによって、大体子どもの人口動態というのはつかめると思うんですけども、過去のこれに縛られることなく、今本当に団地が増えて、若者、子育て世代が豊郷に住んでみたい、福祉やら教育進んでいるらしいというので、せっかく移住してきてくださるわけじゃないですか。けども、いざ来てみると保育園に空きがない、働けないということで困っておられます。せめて幼稚園がもうちょっと時間を延ばして預かってくれたら、パートにも出られるけども、そういうお声も聞いています。

もっと真剣に子どもの人口動態調査等をなさって、本当に40名を超えたらもう2つに割った方がいいという国の指針がありながら、若干、預かる子どもの数を増やすだけの、そういう小手先の、何ていうか、もっと本当に困っている子どもたち、親御さんを出さないためにどうしたらいいんだろうなど、真剣に考えていただきたいんですけども、その答えも先ほどなかったので、答弁を求めます。

そして、アンケートについては、昨年から私度々皆さんにお知らせしてはいますが、保育士とか学童の支援員等は本当にケア労働者として一生懸命、言うたらコロナのときだったら自分の感染するのも覚悟しながら一生懸命保育をなさっていたんですよね。そういうケア労働者をもっと待遇改善を進めていく。そのことを提案するものです。

なぜならば、今年は3月議会で、政府が進めるコロナ克服新時代開拓のための経済対策における公的部門、保育等における処遇改善事業の実施を求める請願、これが議会で採択されています。採択されたものが、ただの紙切れに扱われたら困るんですよね。これを生かして、ケア労働者、特に保育、学童保育支援が、私たちの町の場合はそれが当たります。待遇改善の道を探るということは考えなければいけないんじゃないかなと思うんです。

自治体キャラバンというのがありまして、甲賀市と高島市はこの事業に手を挙げて、ケア労働者の賃金アップのために力を注いだと聞いています。甲賀市のトップにその方々が聞いたんですって。どうやって、どんな思いでこれを取り組んでるんですかと言ったら、市長のトップの決断ですとはっきりおっしゃったそうです。現場の声を聞いて、そして、どんな声が上がっているのか。できれば勤め続けたい。その人たちの思いに応えるためには町としてどんなことができるんだろうかと。環境づくり、辞めないための環境づくりに手を挙げて、そして、専門職としての保育士さんの待遇改善、他の町職員との兼ね合いがあるからということで、いつもそういう答弁で終わっていますけれども、やっぱり保育士というのは専門職だという捉え方をすべき時期に来ているのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

保育園等についての定数の考え方でございますが、今現在、現状、申請のあったものの集計をさせていただいている状況であります。年度途中で入所を申し込まれる方につきましても、現時点で申請の方をいただいておりますので、今後どのような状況で出されているのかを精査させていただきます。

2番目の預かり保育のアンケート結果でございますが、集計結果が出ておりますので、申し上げさせていただいたらよろしいでしょうか。

1号認定児で、幼稚園の3、4、5歳児クラスの保護者の方、また、保育園に在籍され、2号認定児、3歳、4歳児、5歳児クラス、3号認定時の0歳、1歳

児、2歳児の保護者宛ての集計結果を持っております。

幼稚園3、4、5歳児クラスの1号認定児につきましては、あなたのお子さんはどこのクラスにいらっしゃるのか。あなたは預かり保育を利用できるならしますかという問いに回答をいただいております。利用したいという回答の方につきましては37人、利用しないという回答の方が4人。長期休業中も利用できるなら利用しますかということにつきましては、先ほどの回答数と同じ人数をいただいております。

もし、幼稚園で午後4時30分まで預かり保育を実施した場合、利用しますかという問いに対しまして、利用したいという回答いただいた方は35人、利用しないという方は5人、その他で回答を2人いただいております。

もし、幼稚園で春夏冬休み中も預かり保育を実施した場合利用しますかの問いに対し、利用したいという方が回答37人、利用しない回答3人、その他回答2人となっております。

もし、就労等毎日の利用が可能となる預かり保育をした場合、利用しますかの問いに対しまして、利用したいが36人、利用しないが5人、その他1名となっております。

2号認定児、3号認定児の保護者の方の集計結果でございます。先ほどと同様に、何歳児クラスかを問いをしております。問い2番につきましては、父母の方の就労状態についてお尋ねしております。回答数は35人、すいません、失礼いたしました。1日の勤務時間の方を調査しております。また、1週間の勤務日数についても聞いております。

もし、幼稚園で預かり保育が実施された場合、幼稚園の入所を希望されますかの問いに対しまして、回答数が90人のうち、希望してもいいというのが23人、希望しないが62人、その他5人となっております。

先ほどの問いで、希望してもいいというお答えの方で、理由はなんですかということの問合せに対しまして、一番に、自宅から近いからが7人、自分の働き方に合っている12人、送迎を祖父母に頼めるからというのが2人、その他4人となっております。

問3で希望しないとお答えの方は、理由はなんですかということ聞いております。こちらにつきましても、小学校区が違うからが7人、保育所がいいからが14人、午後4時30分以降の保育ができないからが37人、0歳、1歳、2歳児と兄弟と同じ園に入園したい、しているからが回答7人、今入園している園を継続して利用したいからが37人、その他、回答4人となっております。

学童保育の無償化についてですけれども、現段階では、無償化の方は考えてお

りませんという先ほどの答弁と同じでございます。

あと、学童保育のアンケートについてですけれども、先ほども答弁させていただきましたように、計画の中で今後どのような方法をしていくのがいいのかを検討させていただいた上で、考えていきたいと思っております。

保育士の処遇改善についてですけれども、保育士さんも含め、学童保育支援員の皆さんにつきましても、大変ご苦労いただいています。先ほどおっしゃいましたようにコロナ禍の中で、感染しないようにも指導員さんの方も大変苦労していただいています。休みやすい環境も取っていただく必要もありますし、給与面については、また総務課の方と相談していきたいと思っております。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

今のところ、愛里は3名、崇徳で8名の保育園に入れにくい子が出てくる可能性があるんですけれども、これはどのような乗り切り方をするのか。そしてまた、これからまた増える可能性も、そっちの方が強いと思うんですよ。よそから転入されたとか、新興住宅地に住んでいよいよ預けたいとか。そういう方も含めて、子どもたちの出生状況とか、そういうのも、もっともっと研究していただけませんか。予想をつくるというのは今までやっていたんだから、できると思うんです。その辺をもう一度、お願いします。

それから、総務課と待遇改善を考えていただけるのかなというふうに取りましたけれども、国がバックアップしてやっていたこういう部類のものは、手を挙げないと損だと思うんですけれども、手を挙げなかった理由とかが、もし分かったら、説明をお願いします。

本当にこういうことで、今、甲賀と高島は正規の方々含めて、保育士の待遇改善のために頑張ってはります。大津とか近江八幡は、非正規の方の待遇改善に手を挙げ上げておられるそうです。そういう点で、私たちの町も手を挙げていくことを再び求めるものですが、いかがでしょうか。

現場の声を聞くために、ぜひ足を運んでくださいということも9月議会で提案しましたけれども、現場の声を吸い上げるための機会はどんなふうに持たれたかの答弁も求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、来年度の募集については、定員を今超しているというのは、これは事実であります。今後、様子等を見ながら判断していくわけですが、あくまで保育園、子どもが安全に、また、保護者が安心して預けていただくというのが第一義でありますので、むやみに定員オーバーして入れてしまうというのは非常に危ないと思いますので、そのところは十分に考えて対処していきたいと、こういうように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

清水総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員のご質問にお答えをします。

⑤のところ、待遇改善のところですけど、もちろんのこと、3月議会で請願を採択されたことは非常に重く受け止めております。何とか待遇改善ができないかということで、検討を重ねておりましたけれども、やはり一般行政職の給与表を採用している以上、他の一般行政職とのバランスということもやっぱり考えなければならない、他の行政の職員との不公平感が出てはいけないというようなことで、なかなか踏み切れないというようなことで、こちらとしてもつらい思いをしております。

ただ、会計年度任用職員さんにつきましては、今回、先日の臨時議会でも補正予算をお認めいただきましたけれども、今年度4月に遡って給与の上昇をさせていただいております。

これにつきましては、近隣、近隣というか町村会の6町で集まりましたところ、他の町につきましては来年の4月からしかしないとかいうところもある中で、豊郷町は今年度の4月に遡るということで、その中ではまだ十分に至るものではございませんけれども、努力はしているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長

高橋議員、次、行ってください。

高橋議員

コロナ第8派の対応を県任せにせずに、町独自の施策を。

滋賀県はホームページにおいて、コロナ対策について県民の心構えを示して、自己責任論を前面に出しています。

その中では、発熱などの体調不良時に備えて、早めに購入しておきましょうなどと、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を自分で購入するように呼びかけています。スマホやパソコンを使えない町民、また、新聞を購読していない町民にとっては、このような県からの情報や新聞折り込み広報を入手できないなど、情報

難民的状態です。

コロナ感染による高熱や体調異変は未知のものとなるので、不安なときには役場にご一報をとか、県の連絡先などが載った豊郷町版チラシで広報することを9月議会でも求めましたが、実行されていません。再度求めます。

また、9月議会で、無料検査キットを購入して役場に常備することを求めたところ、価格に差があるので迷っているとのことでした。何がよいのかを専門医師に問い合わせ、対象品を決めることを提案するものですが、いかがでしょうか。

最悪、感染が拡大した場合、学校は休校扱い、オンライン授業となると思うんですが、保育園、学童保育については閉園ができないような状況が生まれてくる、そのような傾向も見えています。例えば、もう有給が残っていない、そういう親御さんの悲鳴などです。今後はどのようになる見通しでしょうか。

そして、先ほどのものは、もう一度させていただきます。校園長の会議は、議長。

総務課長

清水総務課長。

河合議長

総務課長

それでは、高橋議員のコロナ第8波の対応を県任せにせず、町独自施策をの質問についてお答えをします。

まず、1点目の町独自の広報ですが、9月議会でできる範囲でさせてもらいたいとお答えをさせていただいていたにもかかわらず、紙面の都合で、現在まで掲載できておりませんでした。今後、掲載していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただ、前回もお答えしたとおり、わざわざ広報でお知らせするまでもなく、困った方は役場に電話をしてきておられます。ご承知おきいただければと思います。

次に、検査キットについてですが、前回お答えしたとおりですし、先日の県の会議での情報ですけれども、コロナウイルスとインフルエンザと両方検査できるようなキットも最近出てきているようでございます。

ただ、それにつきましても、まだまだ生産量も少なく、役場等でストックすることで本当に必要な人に行き渡らなくなるおそれがあることから、ストックは控えてほしいとの発言もございます。それも含めまして、役場として配備は考えておりません。

最後に、学校等の今後の見通しですが、学級閉鎖や休校、休園も選択肢としては排除せずに、対応を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長

再質問ありますか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 はい、高橋議員。

高橋議員 今、広報しなくても役場に電話をしてこられるからという、あまり私の提案というのは意味がないと取っておられるのかなという感じに聞き取ったんですけども。それでは、この間に9月から今日まで、実は近辺で感染者が出て、自分は不安でたまらないけどとかいう、そういう電話というのは何件ぐらいありましたか。内容とかがつかめていたら教えてください。

そして、今日から新潟県の津南町は無料配付を、町がストックしてて、無料配付を始めたそうです。1日に20人ぐらいを受け付けるとかいう報道でしたけれども、本当に近くにスマホとかそんなパソコン環境がある人だけじゃないというのが今の町民の環境じゃないですか。だから、ぜひ、広報なりで啓発するのと、それから、やっぱり安心して、役場に行けばそういう検査キットがあるという、町民に安心してもらうための予算化を求めるものですけども、いかがでしょうか。

そして、私もパソコン等で見てみましたら、県も本当こういう感じでね。そして、先ほど言いました、自分で準備しなさいよという、こういうホームページで知らせてるんですけども、その中でも、居住地の健康フォローアップセンター及び受診相談センターなどの情報を自分でつかんでおきなさいということも書いてあるんです。もうこんな英語を言われると、訳分かりませんよね。

私は何とかやってみました。そしたら、町内の3つの病院がこういうセンターになっていて、そして、でもその中でも、お医者さんの都合によっては見ることはできませんよというところに行き着くんです。

だから、本当に町民が安心して相談できるのは、やっぱり役場かなと思います。そういう点で、一言、仲介役みたいな感じで、役場が汗をかくのが大事かなと思います。

私もこれを見たんですけども、県の情報は本当に結局何をどうしたらいいかが分からないという感じです。こういうのも、町でちょっと補足していただいて、なるほどこれがこうなったらここに行くんだとか、そういうのを教えて、教えてというのは上から目線ですね、提示して、そして、不安を取り除くということを再度求めます。いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々質問にお答えをします。

まず、電話の件数ですけども、コロナに関しましては、ワクチン接種につい

てであるとか、もろもろ含めまして、日々電話がかかってきております。件数の把握まではできておりません。ただ、先ほど申し上げたように、毎日ほど電話がいろいろかかって、1回どころではないぐらいかかってきております。

それからキットの予算化ですけれども、先ほど申し上げたとおりでございます。

あと、広報の関係ですけれども、役場でどうこうをご提案いただきましたけれども、役場については医療機関ではございませんので、役場に相談されても、具体的なところは結局医療機関にお願いするしかないということになりますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

また、県の情報につきましても、高橋議員も県のホームページを見ていただいて、必要な情報までたどり着いておられるということで、もし、皆さんがお聞きになられるようなことを耳にされましたら、またそうやってアドバイスをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 9月議会では、広報に載せることも考えますよ的なことがあったんですけれども、これは返事をちゃんと工夫して割くということから後退した答弁だったかなと思うんですけれども。別に相談に乗りなさいとは言っていないんです。こういうところにアタックしたら、つないでもらえますよとか、そういう手順的なことを広報に載せるぐらいは難しいことじゃないんじゃないかと思うんですけれども、再度、検討をすることを求めるものです。いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほど1回目の答弁でもお答えしましたとおり、広報の方はさせていただくというておりました。繰り返しになりますが、広報の方はさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほどの再質問のときの高橋議員の質問内容が、私にはちょっと理解ができなかったものですから、あのような答弁になりましたことをおわび申し上げて、広報はさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。  
高橋議員 ちょっと順番飛ばしましたけど。  
河合議長 はい、どうぞ。  
高橋議員 校園長会議を実効性のあるものに。

1つ、各校園が抱えている悩みや問題を共有し、早めに手だてを打つ環境整備が大事ではないでしょうか。

2つ目、議事録を取ることは義務ではないということで、本当に、私、ここに現物を持っていますけれども、招集の通知書しか情報公開では出してもらえません。私たちの町の教育環境はどうなっているのかとか、現場の先生方はいろいろな悩み事を意見交換なさっているのが校園長会議かなと思うんですけども、もちろんプライバシーは守りながら、そして、いろいろな事案が最近でもありますよね、新聞沙汰になっていることがどんどん続いています。

そういう点では、校園長会議の会議録というのは、将来、絶対に役に立つと思うんです。そういう点では、検証するその立場からも校園長会議は議事録をちゃんと作るべきではないかなと提案するものです。

そして、虐待が23、不登校が、不登校とか、また休みがちとか、遅刻をする子とかの事例もお聞きしています。そういう点で、各校園はちゃんと連携を取らないとうまく機能しないと思いますので、そこら辺をぜひ校園長会でも話題にしていきたいと思います。先生方の働き方改革、保護者対応、環境整備など、大事だと思いますので、よろしくお願いします。

教育次長 議長。  
河合議長 小西直美教育次長。  
教育次長 高橋議員のご質問についてお答えします。

校園長会議を実効性のあるものについてのご質問ですが、校園長会議は、主に県や町からの連絡事項や依頼事項などを伝える場として設けております。

河合議長 終わりです。  
次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。  
河合議長 中島議員。  
中島議員 それでは、一般質問の方に入らせていただきます。  
一問一答で。

電子回覧板「結ネット」の活用状況と課題について、町長にお伺いいたします。  
国主導でDXの推進、ICTの利活用による行政のデジタル化が進められております。豊郷町は2021年8月20日、株式会社ナユタ（彦根市）及びCP

Uと地域コミュニティの活性化及び利便性向上等を図るため、ICT利活用を通し、自治会負担の軽減、地域のさらなる活性化のために、協定を締結いたしました。

そこで、以下の点について答弁を求めます。

1、電子回覧板を導入し、どのようなメリットが期待できるのか。2、現状の導入に向けて問題点、課題点はあるのか。3、現在の自治会、個人、団体、行政等の活用状況。4、普及に向けてのこれからの進め方は。答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の電子回覧板「結ネット」の活用状況と課題について問うのご質問にお答えいたします。

1の電子回覧板を導入し、どのようなメリットが期待できるかについては、従来の回覧板や配布物をスマホで配信し、役員さんや区長さんにとっては、配付作業の省力化やペーパーレス化が実現できます。また、住民さんにとっては、会議の案内や連絡事項をリアルタイムに受信し、いつでも過去の情報を見返しができ、イベントや照会文の回答を自分のタイミングでできることがメリットです。

2の現状の導入に向けての問題点、課題点につきましては、自治会への導入を推進している中で、便利な機能であることは十分理解していただいています。ですが、電子回覧板の運用についての不安や、自治会で推進してくださるデジタル関係に強い人材を見つけることが困難であることをお聞きしています。現状の課題として、地域のデジタル人材の発掘、育成が必要であると思っています。

3の現在の自治会、個人、団体、行政等の利用状況につきましては、現在、安食南と吉田の2つの自治会で運用をいただいております。学校関係では中学校、小学校、幼稚園で活用されていますのと、団体としては民生委員児童委員協議会の連絡網にも利用されています。

役場では課内や管理職、広くは職員間の連絡網として活用しています。

4の普及に向けて、これからの進め方につきましては、電子回覧板を推進してくださる地域のデジタル人材の発掘の推進をしていきたいと思っています。また、並行して、自治会に出向いたりして、推進に向け、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

**中島議員** それぞれ、私的にはですね、このユニット、進めていただきたいというふうに思っておるんですけど。説明会にも2度出席をさせていただきました。

そのときの説明でも今、課長が言われたように自治会負担の軽減とその他という形で説明を受けましたが、豊郷町にも外国人の方がおられると思うんですけどね。その方たちが利用できるような、そのシステムがあるのかどうか、まず1つ、それ聞きたいのと。その会議の中で、いろいろと前向きな意見や、入り口で無理だと言っておる方もおられたように思います。行政との情報は個人が登録することでクリアできており、今、行政と町民さんとの登録できますよね。これは一応クリアできていると。自治会が「結ネット」を活用し、住民の方が利用できる。これ自治会が活用しなかったら、そこの自治会に入っておられる方は自治会との登録ができないので活用できないというふうな説明だったと思います。

全ての自治会が活用できるように、行政としては理想的だとは思いますが、なかなかハードルが高い部分もあろうかと思われまます。

そこで、今言われたようにデジタル人材の発掘というふうな形で、先ほど課長言われたので、ちょっと言いますが、町内のサークルやスポーツクラブ、団体、店舗情報や学校とかね。学校は使っておられます、PTAで。そのようなデジタル、このような形のものに慣れているところからどんどん使っていただくと。

その上で、違う側面から、ICTのボランティアの募集をし、職員と一緒に該当する自治会や団体等へ行き、やり方などを教えるというふうな形のことは考えられないのか、答弁を求めます。

**企画振興課長** はい。

**河合議長** 山田企画振興課長。

**企画振興課長** 中島議員の再質問にお答えいたします。

まず、外国語の翻訳機能につきましては、英語と中国語、ハングル語、それとベトナム語、ポルトガル語、インドネシア語の6か国の外国語対応機能がついております。

ただ通知文や案内文の翻訳のみで、添付文書について、例えば広報紙の中身とかチラシの中身は翻訳できませんので、それの方はご理解いただきたいと思います。

また、自治会での活用についてはまだまだ進んでいないのが現状です。活用を推進するためにも、自治会の各団体などで使ってもらうのも1つの方法かと思っておりますので、今後、「結ネット」の説明会などを実施するときには分館長さんやらへの参加の呼びかけもして、活用に向けて推進してまいりたいと思っております。

ます。

また、ICTボランティアを募って、ボランティアと一緒に推進してはどうかというご意見なんですけども、今、ナユタの職員さんの方も同行して、一緒にやり方などを教えていただいておりますので、ナユタの方がボランティアのような役割をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

**河合議長** 中島議員、再々質問。

**中島議員** はい。外国語の方は、言われてみればそのとおりやと。案内は外国語でできるけど、中身をつくったやつは、つくった人が英語なり何なりとしなければならないということ。それは課題といえば課題になるので、今後の課題として置いておくとして、ITボランティアの募集ですけど、今、ナユタ。会社の方が一応集会、そういう説明会に出られて、全体的に説明をなされていると。会場にもおられて、分からない方にいろんな説明をするいうところで、意外と、そういう会社の分かっている方が説明するのは分かりやすいんですけども、入りにくいというところがあるんですね。

スマホが初めて発売されたのが2008年。大体説明会に来られているのは、スマホとかタブレットなど、私も含めてですけど、途中から入ってきたツールで、なかなかハードルが高いという方もおられます。

一方で、生まれてから普通にありような環境の世代には難しく感じないんです。その方たちに、普通にボランティアを募って、簡単に教えていただける方が、多分そのような世代の方も簡単に受け入れられるのではないかというふうなぐらいのギャップがあると。私もそうやけど、会社の会議でも、以前はスマホを机の上に置いておくだけで皆叱られました。でも、今は情報の取得が早いために、タブレットやらスマホが持込み可能の会議もあります。

それぐらいギャップがあるので、そこら辺も含めて、今後の課題、課題というか今後そのように進めていく課題として、課長、町を挙げて、「結ネット」を推進していくのであれば、そういうようなことも考えてはどうでしょうかというような。答弁お願いします。

**企画振興課長** はい。

**河合議長** 山田企画振興課長。

**企画振興課長** 中島議員の再々質問にお答えいたします。

スマホやタブレットの利活用については、世代間や個々によって違いがあるかと思います。「結ネット」については、将来的に回覧板や配付物をなくして、その配付作業などが省力化した部分を高齢者の見回りなど地域コミュニ

ティーの強化につながることも、「結ネット」の目的の1つでもありますので、幅広い年代で使っていただけるよう、推進を図りたいと思っております。

以上です。

**河合議長** お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

残る一般質問は、明日6日、火曜日、午前9時からいたします。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

(午後4時19分 延会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年12月5日

豊郷町議会議長

議 員

議 員